明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 7. July, 1906.
VOL. XXI.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治三十九年

七月二十日發行

第拾九卷

第七號

監獄協會發行

第十九卷第七號目次

○論　說……（一頁）
●整理の時機……
○講　演……（六頁）
●盲啞教育に就て……鎌田榮八
○寄　書……（二八頁）
●教誨論に就て華陽君に答ふ……千南生
●福堂餘事……春雨生
○統　計……（三二頁）
●最近十ヶ年間に於ける犯罪……高野生
●過去の「兇徒聚衆」……遠藤正直
●明治三十九年五月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治三十九年五月末日現在全國囚人罪名表……
○救護事業……（四六頁）
●東京養育院感化部の事業……
●茨城縣保護會事業成績……
●石川縣の保護事業……
○雜　錄……（五九頁）
●東京便……無聊庵主人
●西南見聞錄（補遺）……香川生
●盂蘭盆の貧民窟……栞村生
●滿洲に於ける婦人救濟事業……
●淸軍の動務演習等の免除に就て……
●在監者に對する令狀執行に就て……
●監視の執行に就て……
○監獄協會記事……（七〇頁）

第十九卷第六號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪の原因と救護の方法……
○講　演……（七頁）
●國獄制事情……小宮三保松
○寄　書……（二八頁）
●累犯者と飛鳶……宇野靈山
●拷問は文明の利器にあらず……蘇童
●教誨論に就て……華陽生
●刑法附則第三十四條に就て……無名氏
○統　計……（三八頁）
●『窮民調査表』を見る……遠藤正直
●明治三十九年一月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治三十九年四月末日現在全國囚人罪名別表……
○救護事業……（四三頁）
●東京孤兒院の狀況一班……
●岡山縣の出獄人保護事業……
●福島免囚保護會の擴張……
●免囚保護會設立計畫……
○雜　錄……（六六頁）
●西南見聞錄……香川生
●幼年四人に活殺業を教ゆべし……篠井三藏松
●京都監獄外十監獄醫務所長の協議會……
●犯罪問題偶感……
○各地通信……（六六頁）
●鹿兒島たより……
●大分たより……
○監獄協會記事……（六九頁）

監獄協會雜誌第拾九卷第七號

（明治三十九年七月二十日發行）

論　說

○整理の時機

戰爭は國民の自重心を育成せしめ事業の上に戒愼の念を加へしめたると共に敵愾心を勃發せしめ事業の上に活躍の餘地を與へたり、開戰の初頭海外貿易の杜絶、事業繰延の聲は一時商工業の發達を阻害し萎靡不振の影響を蒙らしめたるものあり經濟狀態の變化を憂慮したることあり、監獄事業亦其餘波を蒙るを免れ得さりしなり即ち一面に囚徒の心情に自重心を加へしめたるの利益あり一面に囚徒の作業は廢絶したるもの若くは作業工錢の減却したるの不幸を見たり、而して斯の如き不幸の狀態は須臾にして挽回せられ繰延事業に替ふる新事業の勃興せるあり一時阻害せられたる商工業の欠缺を補ふて餘りあるに至れるのみならず繰延事業の再興せるありて經濟狀態に活氣を添ふるに至りたるに際し監獄作業も亦竟に其羈絆に漏れす戰時需用の作業に從事するを得たり軍需の事業に盡瘁するは直接に邦家の大事に貢獻するものなりとの念慮は囚徒の心性に何如なる變化を來したるか

自重忍耐勤勉謙遜勇氣の諸德は活きたる敎育實體上の戰爭に因りて養成せられたるを覺ゆるなり、身は囹圄に呻吟する囚徒も亦是れ皇國の民なり我利を擅にせんが爲め社會に害毒を加へたる一身を犧牲として國家の危急に奉せんとするの赤心は一なり、一身の利害に穢れたる心意も國家存亡の危機に發現するに當つてや天眞爛熳なり之れ吾人の戰爭に就て學びたる敎訓なり、事實は理論にあらず確固不動の証憑なり、此事實を利用したる專門家の目覺しき活動は吾人之を認識せざるを得す徵罪不檢擧の効驗著しかりしは更にも云はず、特赦假出獄の數多かりしは之を受くる者をして殊恩を空ふせざらしむるのみならず一般の囚徒に希望を與へ希望を繼續せしめ同情を穩健に經過せしめ誘導したるの實蹟は寔に偉大なる印象を貽したるものなり、之れ囚徒の心情を轉化せしめたる一大動機なり之を事實に徵せんか、囚徒の監獄作業に勗勉したる態度の一事に觀るも明かに證するを得るにあらずや、渠等は服業時間を伸長したるに拘らず孜々として力作し毫も倦怠の狀を示さゞりしは曾に國家有事の秋に於ける一顯象として特筆頌賛するにあらず能く社會普通の勞働に耐ゆるの習慣を養成し兼ねて事實に表彰したるものと謂ふを得んか、吾人は此事實を以て最も喜ぶべき一現象なりとは幾たびか反覆して言明したる所なるなり

球塊一轉世は平和の聲に盈ち將來の希望を宿して干戈を戢むるや、商工業の地步は復た部分的影響を免るゝを得ざりしも隱然重きを爲して安りに動かす、日を經るに隨ひ手足を展へんとするの概あり而して戰時に鍛練したる國民の元氣は冷却し平時に揮ふべき覇氣は未だ發現せざるものゝ如く反つて其多くは小康に安んじ放縱に流れんとするものあるなり、飜つて監獄事業に觀るときは戰時に於ける軍需作業は其跡を絕ちたるが如き觀あり囚徒の業務に缺乏を告ぐるありと雖も當局者の苦辛に賴り補充に時を移さゞりしは吾人其勞を多とする所なり然れども一部の監獄にては戰時に於て伸長したる服業時間を短縮せんと試むるものあるが如し吾人は其理由を解するに苦しむ、服業時間を伸長したるは軍需の急を要するものありしに由るべしと雖も又其地普通の勞働時間を酌量する所ありたるや多言を要せざるべきか、然らば則ち其作業の軍需たると否とを問ふを要せざるべきなり、殊に普通勞働に耐ゆるの習慣を打破するの虞あるをや、難きを避けて易きに就かんことは何人も希ふ所にして易きより難きに移らんことは何人も欲せざる所なり行ふに易くとも彼我對照の利益に於て等しからずとせば須らく愼重の注意を怠るべからず況んや現行監獄則既定の服業時間は普通勞働者の就業時間に比し短きに失するは多くの監獄に於て認むる所なるに於てをや更に憂ふべきは一部の監獄にては戰時に於て養成したる自重忍耐勤勉謙遜勇氣等の諸德は日月の經過と共に消失するの傾ありとの聲を耳にすること之れなり、活きたる敎訓實體上の戰爭の纖

績に由りて養成せられたるものにして戰爭の終熄と運命を共にするありとせば慨はしき限りなりと謂はざるべからず、戰時に於ける殺伐戰後に於ける放縱は人力を以て壓抑せんとするも猶且つ能はざるは普通の常態にして南阿戰後に於ける英國の實例あり征清の役に於ける我國の狀態亦然り豈日露戰役の後に於ける我國の狀態に於て其虞なしとせんや夫れ然り然りと雖も制裁ある法規、秩序ある規律を以て統御する監獄の囚徒に其轍を履ましむるをも戰後に於ける避くべからざる結果なりとして看過するを得んや、以上の諸德は戰時有爲の秋に於て必要なるのみならず平時無爲の日に於ても必要なるは勿論にして戰時に於て事實に發現したること著しかりしに過ぎず、事實上の戰爭は終局を告けたりと雖も克己的諸德眞精神を殺却するを許さず倍々、諸德を涵養する所なくんばあらず、之を涵養するが爲め戰爭なる活きたる敎訓なくんば、戰爭に代はるべき實踐的活模範を以て活きたる敎訓と爲さゞるべからず、此見地よりせば地方勞働者の業務時間を參酌して伸長したる囚徒の服業時間を短縮し復舊せんとするが如きは、大早計なりと謂ふを憚らざるなり

戰後の經營を要する事業は太だ多し、戰後の整理を要する事業は、經營を要するより夐に多し商工業の現狀に於て整理を要するもの少からざるは勿論經濟狀態の上に整理を要するもの亦頗る多しとす、國家の發展上諸種の經營を要するは疑ふべからざる事實なりと雖も整理の缺くべからざるに比すれば其緩急同日の論にあらず經營に先づものは整理なり且夫れ經營には財政の附隨を要するもの多きを以て之れを斷行せんとして躊躇逡巡せざるを得ざる場合ありと雖も整理には經費を要するもの少し縱令經費を要するものあるも整理の遂行に因りて獲る所は失ふ所を償ひ得るに於てをや整理の必要は、戰勝國たると戰敗國たるとに論なく戰後に於てするの急務なるを感ずるものなり、整理の次に經營は起らざるべからず將來の發展を希ふ上に於ては經營を要すべし現狀維持若くは原狀回復の爲めには經營を要せずと雖も整理は缺くべからず、戰敗國に於ては整理經營兩者を要するは勿論なり戰勝國に於ては或特別なる事情の下には進んで經營を要するものありと雖も普通の場合に於ては專ら整理を先に、經營を後にするは事の順序に協ふものなり之れ戰後に於ける經世の要義たるなり吾人豈一國富强の上に就て云はんや監獄事業の上に其切要を感ずるか爲めのみ、戰後の監獄作業は軍需作業の廢絕に因り戰時に於ける囚徒工錢の收入を減却するの傾向あり戰時軍需の作業に依り得たる收入の數量に及ばざるは作業の性質として止むを得ざるに出つと云ふと雖も戰前の狀態に復せざるものゝ如きは戰後の監獄當局者として最も速かに整理せざるべからざる所なり曾に監獄經濟囚徒作業に就てのみならんや、戰時に於て涵養せられたる德性の戰後に於て弛懈せるをも整理せざるべからず、生命ある敎訓の與へ

たる性を保維するの方法を講せざるべからず、干戈を動かしたる戰爭は去れりと雖も平和の戰爭は依然繼續して抵止する所なきにあらずや平和の戰爭に敵視するものは犯罪なり、干戈を動かしたる戰爭を以て生命ある敎訓なりとせば平和の戰爭も亦生命ある敎訓たらざるべからず彼れ去りて此れ來る採つて以て其失ふ所を補ふの途に出でざるべからず、吾人辯を好むものにあらず、實に刻下の急要務なり感化と云ひ救護と云ふも心性の陶冶を離れては効果を奏し得ざればなり、整理は經營に先ちて行はざるべからず而して今日を以て最も其時機なりと信ずるものなり

◉盲啞敎育に就て

（監獄協會茶話會に於て）

鎌田榮吉君

私は唯今御紹介を戴いた横濱に居りまして盲啞の敎育をやつて居りまする者であります、まだ深い經驗もありませぬが今までやつて見ました實驗に就て多少お話申上げたいと思ひまして伺つたのであります、是から大體をお話いたします。先づ盲人と啞人の敎育と云ふことに付ては我邦では維新前はまだ學校と云ふやうな組織がなかつた、のみならず全く敎育をやるやうな箇所もなかつたものと見へます、けれども人皇五十四代仁明天皇の皇太子に人康親王と云ふ親王樣が在られましたが、此方が二十八歳の時に眼病を煩はれまして遂に失明致されまして、自分が眼が不自由になつた爲に大層世間の盲人を憐みまして色々の事を自らお敎へになつたり或は盲人を寄せて自らもお習ひなさつたさうであります、盲人の方はそれからチヨイ〳〵我國では敎育する箇所が見へてあつたが、啞人に至つては更にさう云ふ所は見へなかつた次第です、それで萬一啞人のやうな者でも生れますと何か祟りでもある或は其家の先祖が何か良くない事でもやつた爲に罰が當つたと云ふやうに思つて居りまして、其父母或は兄弟も啞人が生れまするとかくして居るやうな模樣でありまして更に敎育と云ふことはしなかつたのです、所が西洋では色々の文物が早く開けましたからして隨つて夫等の敎育も早く開けまして第七世紀の終りの西暦六百九十年頃からポツ〳〵此盲人啞人の學校が見へるやうになつたのであります、所が日本では此學校の組織を見たのは何時であるかと申しますと皆さん御存しでありませうが、京都の古川太四郎と云ふ方が大いに盲人啞人に付て考へる所があつて、明治十一年に初めて京都に盲啞院と云ふものを建てられた、今其方は大阪の盲啞學校の校長をなさつて居られます、其後明治十三年に東京に今の小石川にあります盲啞學校が初めて置かれまして、それから段々學

校の數も殖へまして、現今ではどの位あるかと云ふと丁度横濱監獄の盲啞懲治場まで入れまして三十箇所ある譯になつて居ります、所が其前にチヨツトお話いたしたいのは、今日本では此盲啞學校と云ふものがポツ〳〵見へて參りましたが、元來盲人啞人と云ふものは不具の箇所が違ひますからして一緒に教育することは出來ないのであります、必ず盲人は盲人啞人は啞人と別々に教育を施すべきものであるが、初めて日本に出來たのは盲啞學校と云ふ組織であつた爲に其後學校を起される方も盲啞學校と云ふことでありまして其三十箇所の中今盲啞兩方を兼て組織して居る學校が丁度十三箇所あります、それから盲人丈の學校が十三箇所啞人丈は四箇所斯う云ふ譯になつて居りますが、先づ追々此教育が盛んになりましたならば混同せずに矢張啞人學校或は盲人學校訓盲院とか云ふやうに別々にして教育すべきものであると斯う諸先生も考へて居られるのです。所で此盲人や啞人を教育するにはどう云ふ工合に教育したらよいであらう、と云ふことは大變に考ふべきことであると思はれるてす、先づ不具者であるから是は教育をせずとよいものであるか、或は矢張教育をしなくてはならぬものであるか、斯う考へて見ますと是は必ず教育すべきものである、盲人や啞人でも我々と同一の人格を備へておりましたならば矢張國民として教育を受ける所の權利を持つて居る者である、國民は又それに向つて必ず教育する所の義務があると思はれます、しかるに日本ではまだ夫等の運びに至らないで教育しなくてはならぬ、と云ふやうな規定は何も見へませぬ、唯文部省では學校令を定めた中に盲啞學校を設けることは出來るのである、と云ふことがある丈でまだ教育しなくてはならぬと云ふやうなことの見へませぬのは遺憾の譯であります、所で之を教育しまするには色々の主義がありまして、米國邊りで今採りて居る主義はどう云ふ主義かと云ふと盲人や啞人は普通の人間と違つて不具であるから普通の人と同一の仕事を執つて居ると社會の要求がない、又社會から何時も負けて仕舞ふからして普通の人に皆押されて仕舞つていつも人の後に立つて居らなくてはならぬ、それではいかぬからして普通の人よりはモー一層進んだ職業を授けてやらなくてはならぬ、と云ふ主義を採つて居りまして吾々よりもズツト高尚の職業を授ける主義を執つて居るさうです、所が日本はまだ無論さう云ふ運びに行きませぬ、併しそれならば日本ではどう云ふ工合に斯う云ふ人々を教育したらよいかと申しましたならば、先づ日本では今國民教育即ち國家教育と云ふものが土臺になつて居りますから其土臺に當嵌るべく教育して其上に何かモー一つ自分が生活し得る業務を一つ與へたら足りるであらうそれ以上無理に高尚の教育を授けたり又それ以上腦力を費させる必要はないであらう、と皆が考へて居りますから其方法に依て日本の教育は今やつて居るのであります、所がさう云ふ主義で教育をして居りますけれども、ナカ〳〵今申しまし

た通り全國で三十箇所やそこらの盲唖學校でありますからして澤山の生徒がありますけれども現に學校に這入つて居る者は大變少ない、それならば日本にどの位の盲人唖人があるかと申しますと、唖人は就學兒童即ち學校に通ふ滿六年一ヶ月から十四歳までの生徒、其位の年齡の唖人は丁度六千三百五十三人あります、盲人は四千四百八十六人あります、其中で又大變可愛想なのがある、それはどう云ふのかと云ふと盲にして尙ほ唖である、斯う云ふのがあります、それが其就學兒童の中に七人あります、夫位澤山の者がありますが、其中で現に敎育を受けつゝある者はどの位あるかと云ふと大體唖人では七百三十一人唖人では四百九十三人ありまして、此唖人盲人の中には矢張橫濱の懲治場に居りまする盲人唖人も加へて昨年末に取つた數であります、そこで現に敎育を受けないで居る所の盲唖がどれ位あるかと云ふと、六千六百十五人あります、是丈の者は敎育を受けないで唯遊んで居るのであります、即ち家の厄介になつて居る、大きく云ふたならば國家の厄介になりて居るかも分りませぬ、それでありますからして先づ學校を段々殖しましてさう云ふ人々を敎育する方法を講じなければなるまいと考へるのであります。

今盲人と唖人の事を大體申しましたが、先づ盲人唖人と云ふことを聞きますと、誰でも初めに起るのはどう云ふことをして敎育するのであらうか、斯う云ふ不思議な心持がしますが、是は至つて容易いことでありまして誰でもチヨット其事を習ひまするとどう云ふことをしてやるかと云ふと、今まで學校が日本に建てられてから即ち明治十一年から今までに色々變遷があつた、即ち凸字法とか云ひまして文字が高くなつて居る形ちを擦つて讀んだこともあります、或は金に角の孔をあけまして筆を以て文字を書くとか或は厚い紙の上に文字を切拔いて置いて其上から適宜に墨を付けます、丁度紺屋で昔やつた形付の布を造るやうにして上を取つて文字を讀んだ、所がさう云ふ工合でありまするとと盲人は自分には更に分らない、文字を書きますと成るほど我々のやうな眼の明いた者には讀めますけれども、それを書いた盲人には更に分らぬからして面白味もなければ又立派に書けたかどうか分らない、又高くして置いたのでは唯擦つて讀む丈で自分の意思を發表することが出來ない、一々自分でさう云ふ高い物を造る譯に行きませぬから先づ完全にいかないのであつたのです、所が西洋の方ではどうであつたかと云ふと、西洋でも亦同樣で完全のことは出來ないで、矢張凸字法でやつて居つたのであります、然るに佛國西の巴里の盲唖學校に一人の盲人がありまして此盲人が大變怜悧な生徒で覺へのよい者であつたものと見へます、其盲人が大變に考へまして、斯う云ふ工合ではいかぬ、唯本を讀む丈で自分の思ふ事を書くことが出來ない、で先づ自分

の思ふ事を他人に書いて貰はなくてはならぬ、斯う云ふ不便なことではいかぬ、どうかして自分等の意思を他人に向つて滿足に通し得るやうにしたいものである斯う云ふことを一生懸命に考へた結果私が今茲に自分の名刺に押してありますが點字と云つて斯う云ふことを考へた、點を押して自ら自由に書き又人にも書いて貰ふことが出來る、斯う云ふ事を工風した、それは西暦千八百二十九年で其人はルーイ、ブレイユと云ふ人である、それで此點字のことをブレイユ點字と云ふ名が付いて居ります、是が日本へ何時這入つて來たかと云ふと明治十二年に目賀田種太郎さんが米國に居られた時分に文部省の教育雜誌に初めて其事を載せられたのです、米國では今斯う云ふ文字を用ひて居る、日本にも斯う云ふものを用ひたらよからうと云ふて雛形を教育雜誌に載せられました、けれどもそれをまだ用ゆる運には至らなかつたのです、所で其後明治二十年になりましてから其當時の上野の博物館主手島精一さんが能くさう云ふ事を研究になられたと見へまして、今の東京盲啞學校長の小西信八さんにそれを勸めた、どうであらう我邦でも斯う云ふ點字を用ひたらよからう、けれども向ふのはアルハベットであるからそれを直ぐ教へる譯にいかぬ、所で小西校長が兎に角それでは試驗的にどう云ふ結果を來すべきものであるかと云ふので上級の生徒に教へたのです、所が今まで凸字でやつて居るよりは大變に其結果が良かつたものと見へました、けれども日本に適當した所の文字がなかつたのです、そこで盲啞學校の教師の石川倉次と云ふ方がありますが今も教諭をして居られます、それから遠山邦太郎それから上級生の伊藤某室井某も熱心にそれを考へた結果明治二十三年に日本の假名にそれを作ることを工風しました、處が各々自分々々の考がありましたさうですからそれを文部省に屆けました所が石川倉次氏の案が採用になつて同年の十一月一日からそれを教へることになつた譯です然るに、其時分はキウとかキャとかシャとか云ふ拗音、それを私共はキ、ウとかシ、ャとか書いて居る、それでは不便であると云ふので其文字も一字にして仕舞いまして、一つの孔の中で書くことが出來るやうに石川先生が工風してそれが又明治三十年から生徒に教へることになつたのであります で先づ目下は盲人に教へるには其ブレイユ氏の工風した點字に依て教へて居りますから、其點字さへ覺へて居れば誰でも盲人には學科の教授が出來るのであります、所が盲人に學科の教授ばかりやつてもナカ〳〵遺憾がありますのでそれは詰り盲人の訓練或は德性涵養と云ふやうな名が付くかも知れませぬ、先づ精神の修養是はナカ〳〵皆さんも御存じの通り能く盲ら根性と申して我々と違つて不具の所がある爲にチヨツト我々ならば瓦に氣に掛けぬ事でも盲人は大變氣に掛けまして腹を立てたりすることもあります、又我々は覺へて居らなくてはならぬと思ふやうなことでも盲人は更に分りませぬから覺へて居らぬと云ふやうに我々と比較す

ると色々異なる點があります、或は世の盲兒を持つたる親にして自分の子供が盲人でありながら其盲人をも片隅に置いて更に世話をして呉れない斯う云ふ傾がなりまする、それで先づ第一其盲人の敎育をしますには其盲人の性質を良く知らなければならぬのです、盲人は自分が盲人ですから他人に負けてはならぬと云ふ氣があります、であるから實際當つて見るとおかしいこともありまするし或は腹の立つこともあります、或は可愛想なこともあります、所がナカ〳〵盲人は尋ねると我々よりも色々の事を知つて居る、さうして色々の事をよく云ひます、所が實際は更に知らない、例へば今蜻蛉が飛んで居ると云ふてもどう云ふ形ちてどんな物だか分らない、或は馬が居ると云つても分らない、そんな物は三つ四つの子供でも能く分つて居ることでありますが更に分らぬ、ですから色々の事を敎へて居つてもどうも蝶と云ふても何んだか分りませぬ、大變おかしいやうですがおかしくはありません、見たことがないからですから精しく其物を手に觸れさせて見せ、是は羽である是は足であると云ふやうに敎へると漸く合點がいつてハア斯う云物ですかと云ふ風に分ります、次に喋べることは何んでもよく喋べりますが今申したやうに更に分らない、又互に應對しても更に人に遠慮と云ふことはありませぬ、それはない譯です、顏が見へないし其人の樣子が更に分らないからですそれで事々物々能く分つて居るやうな事を詳しく聞かせなくてはならぬ、それを年取つて居るから此盲人は何もかも分つて居るであらうと思つて餘り高尙の事を云ふても分らぬ、けれども盲人は分らぬと云ふことは大變いやがる、分らぬと云ふたら何んぞ自分が輕蔑されるであらうと思つて何んでも分つたと云ふて居る、けれどもそれを聞いて見ると更に分らないですからして極く子供の知つて居るやうな詰らぬ事を詳く敎へそれから段々進んで行くと云ふ工合に致します、ですから先づ自分が盲人になりまして盲人を導いて行かなければなりませぬ、所で盲人は眼の代りに何所を使用するがと云ひますと觸覺即ち手の指の腹を我々の眼と同しに使用して居る、佛蘭西にローラ、ブリッチマンと云ふ人がありました此人は盲にして且つ啞であつて七つ八つ頃までは白痴であつた、所でそれを非常に敎育した結果此人は遂に盲啞大學校まで卒業しました其盲啞大學校に居る際に博物館に敎師が連れて行つて人の像を見せまして、是は誰であるか當てゝ御覽ん斯う云ひます、所が盲人ですから更に分りませぬ、併なから前に先生から敎はつた其人物或は其人の經歷等から考へて段々自分が手で目を擦り或は耳を擦りして能く考へてチャント其人を當てたと云ふ譯です、此の人も初めは馬鹿であつたが、敎育の結果遂にそれまでになつた、ですから盲人は何處が一番發達するかと云ふと觸覺です、無論今の點字も指の先で讀むのでありますから、總ての事を觸覺に依て敎授するやうな工合にして居ります、以上は盲人敎育の大體であります。

次に啞人教育の方になりますと、啞人は又盲人とは大變に性質が異なるので總ての事が正直でさうして盲人のやうに邪推しない、又前に戻りますが盲人は大變邪推深い、實は我々が邪推深くするのです、お前は盲人であるから盲人などはさう云ふ事を覺へぬでもよい或はさう云ふ詰らぬ事は聞かぬでもよからうと云ふて片隅に押付けて仕舞つて親切に云ふて聞かせぬから盲人は邪推しないでは居られない、さう云ふやうに邪推深く我々がするのかも分らない、自分が盲人になると邪推せずには居られぬのです、そこで自分か盲人になると云ふには斯う云ふ明るい所で眼を塞くよりも眞ッ暗の所へ行つて眼を塞がないて色々の事をやつて見ると一番早く分るのです、例へば物を尋ねて見ます、自分が暗い所に居ると何處に何があるか分らない、チョット目の前にあつて分らないで燈火を持つて來ると直ぐ分る、丁度盲人が其通りで我々に分る物が分らない、だから非常に邪推深いが、啞人はさう云ふことはないのです、さうして又正直です、我々が考へるやうに決して不正直の者ではない、何事も隱しませぬで能く云ふのです、そこで啞人を我々が常に取扱ふにからかふなどと云ふことはいかぬ、啞人は我々のやうに戯談などと云ふことは知らない、我々ならば或は戯談を云ふことがありますが啞人にはそんなことはない、總て皆の云ふことは本當の事であると考へるから我々が此位の戯談はよからうと思つて云ふても先方はそれを一生懸命に考へまして戯談とは

受けない、それですから大變に正直であります、決して物を隱したりすることはないのです、先づ啞人を教育するには我々が我々の子供或は生徒を教育するやうに極く緻密の點までは實際いかぬのです、我々が言葉で云ふやうに小さい所までは意思が疏通せぬ、けれどもそれを長くやつて居ると分つて來る、長くと云ふのは詰り同じ人間に長く添ふて居る、一年より二年二年より三年と其同一の生徒に添ふて居るとこちらで云ふことが分るやうになる、或は手でチョットした事も直ぐ悟る、だから向ふでやることも直ぐ分る、初めは緻密の事は分りませぬが長い間に啞人の特性或は偏性が能く分つて來ます、又向ふでもこちらの性質其他の事が分るから無論分つて來る筈です、先づ啞人を教育しまするには皆さんの中で今まで御覽になつた方もありませうが、目下五つの方法がある、其一は手眞似法、即ち手で色々の眞似をして教へる、是は符牒法とも云ひまして誰が一番初め考へたかと云ふと佛蘭西のアッベドレペーと云ふ人、此人は啞人の教師でありますが是まで色々の方法があつたがどうも啞人を教育するには手眞似でなくてはならぬどんなことをしてもある人々には言葉はないのである、であるからどうしても手眞似でなくてはならぬと云ふことを考へました、其手眞似法には三種類の區別があります、其一つは自然法と云つて斯う云ふ手眞似をする此自然法は外國でも日本でもさう違はないけれども其次に至つて人爲法と云ふのがある、是は詰り我々

が教育する便宜上色々の形ちを作つて教へる、お父つさんと云ふには親指を見せる、所が是は種類が澤山あつて男と云ふことにもなるのでお父つさんと云ふ時は親指を見せてチヨツト怖い顏をして見せる、やさしい顏をして小指を出すとお母あさんと感する、所が又外國ではさうでない、親指を示すと善小指を示すと惡と感する、斯う云ふ風に實際例を擧げるとさう云ふ風であります、それから身振法と云ふのがある、身振を以て色々の事を教へる、例へばお前の年は幾つになるかと云ふことを尋ねるにはどうしたらよいかと云ふとお前と云ふには先方を指して年はと云ふのは太陽を指で描いて一年と見せるさうしてお雜煮餅を食べる眞似をする、さうして不思議の顏をすると成るほど自分の年を聞くのだなと察して幾つと云ふ、或はお前の生れた所は何所かと問ふにはお前と云ふのは矢張先方を指して上下を指す兩手を以て家の形を作り兩手を以て腹部に兩手を前に延べまするとなるほど自分の生れた所を聞くのであると分る、是は身振法と云ふのである、先づ此手眞似法即ち符牒法はさう云ふ三つを合併してやつて居るのです、其次にはどう云ふのがあるかと云ふと指示法と云つて指で文字を書いて見せるのです、即ち是はマニアルアルハベツトと云ふて居る、日本で云ふとアイウエオカキクケコを指で形を拵らへて示す、是は今何處でやつて居るかと云ふと先づ英吉利で專らやつて居る、日本では京都の盲啞學校が最も先に此法をやつて東京の盲啞學校でもやりましたが是は非常に不便である、大變に是は煩はしいので時が掛り、さうして動作が不體裁な爲に文部省から廢されて仕舞つて今日本では此法は用ひませぬ其次には發音法即ち口語法とも申します、之を一番先に唱へましたのは日耳曼のサミユル、ハイニッケと云ふ人でありまして、此人は矢張盲啞教育者で始終教育して居るがどうも手眞似ばかりではいかぬ、手眞似でやると本人には分るが我々には何も分らぬ、依て先づ我々に分ることを教へなければならぬと云ふことを云ひ出しましてさうして發言することを教へた、所が其結果が大變良かつたものと見へて諸方の國々でそれを眞似るやうになつた、其後に瑞西の醫者にジョン、コンラットカンマンと云ふ人があつて此人が盲啞教育に非常に意を注いて居られて此人も矢張手眞似ばかりよりも發音法も教へた方がよいと云ふことを唱出して諸方で大變に之が流行つて來た、先づ色々ありますが極く手近かに云ひますと米國の皆さんも御存じのグラハン、ベルと云ふ人此人は電話の發明者でおつて其お父つさんのミルメル、ベルと云ふ人がある、此人は言語學上から色々の事を研究しまして聲を出さずとも唇と舌との運動に依て何を云ふたか分る、斯う云ふことを主張し始めた、即ちウヰジブルスピーチと云ふそれを主張し始めた所で、是は聾啞者を教育するには最も好いことでありて、發言と云ふことは無理な望である、それよりは唯唇の運動に依て色々の事を覺へればよい斯う云ふことを主張して教

へ始めた、所で今度は獨逸の醫者でグルバン、チッチと云ふ人がある、此人も矢張唖人の教育に熱心の人でありまして一生懸命にそれを研究した結果成るほど是はよいことであると云ふので獨逸の政府に建議した、米國のミルメルベルの考へた法は唖人の教育には大變よいから我邦でもそれを採用して全國の聾唖者の教育に用ひたらよからうと云つて建議した、所が政府では日本で云ひますれば耳鼻咽喉科の専門醫者の様なベツオルドと云ふ人に命じて之を研究させました、それは果してよいものであるか悪いものであるかベツオルドが研究した結果大變是は良いことであると云ふ報告をしたのです、所で其當時日本から岡田和一郎さんが留學して居られてそれを賛成され歸國の後日本でもさう云ふ法を採つたらよからう獨逸では今斯う云ふ法を採つて教育して居る、そこで岡田さんとモー一人淺井と云ふ醫學博士がある、其二人で東京或は京都の聾唖者に向つて耳の研究或は今の法の應用の研究をされたけれども思はしく行かなかつたらしうありました、之を日本で一番先に研究されたのは今小石川に社を立てゝ吃音矯正をして居られる伊澤修二さんであります、伊澤さんは矢張此視話法を研究なされた結果吃音を矯正することを工風されたのです、日本でもボツ〳〵其方法を採つて東京の盲唖學校でも京都の盲唖學校でもやつて居ります、けれども是は聾唖者全般には矢張やられませぬ、其れでこれを敎ゆるには聾唖の病氣の模様それから聾唖になつた關係等を能く取調べて其模様に依て敎授する、さうでないと其本人の生命に關係する大變にあの人々は發音と云ふことは喉頭機關を使用すると云ふことは大切のことである、能く研究しないで無暗にやりますと胸膈の病氣或は腦の病氣を起して生命に關はるやうなことがあるさうです、ですから能く研究の結果一組から三人なり四人なりを撰んで敎授しつゝあるが、先づそれに最も力を入れて居るのは京都であります、其次の方法は聽音法と申して是も聾唖者全般には出來ない幾分音を有しさうして又聽神經の幾部分が助つて居る生徒に之を授けて色々の器械を用ひて音を聽く法です、其次にあるのは合併法であります、是は亞米利加でやつたので、亞米利加にトーマスカルローデットと云ふ人がある、此人は矢張日耳曼に參りまして彼の發音法を習つたが發音法ばかりではいかぬ、なせいかぬと云ふと發音法と云ふのは我々の便宜にしたもので聾唖者其人には更に便利はない却て不便を與へる、耳の聽へる我々の便宜上から云ふ丈で聾唖者の身に取つて考へない、それを聾唖者に授けるのは本人共に迷惑を掛けるに過ぎないで効はない矢張手眞似を用ひた方がよいと云ふことをカルローデットが唱へました又始めて米國ではミルメルベルが視話法を發明したが、それのみでなく合併法を採つてチヨツトした名詞位は發音させてもよいが其様に重きを置くものでないと云ふて居ります。

先づ各國で今採用して居る模様はどうかと云ふと米國は今申す通り合併法を用ひ

て居るが獨逸佛蘭西は重に發音法即ち口音法を用ひて居る、又英國は符牒法を用ひて居る、日本はどうであるかと云ふと日本は矢張合併法を今やつて居ります、是は果してどちらがよいものであるかはまだ私共が云ふことは出來ませぬ、所が日本で困りますのは澤山の聾啞學校がありますけれどもまだ日本のは系統が立つて居らないのです、なぜかと云ふと皆が銘々學校を立てゝ居つて、そちらにも學校が必要であるこちらにも學校が必要であると云ふので、或事に依て感動された方が學校を立てたので各々其人の主義に依て敎へて居るので一定の敎員を養成して敎授して居るのでないから敎授の主義か一定せぬで、先づどう云ふ風になつて居るかと云ふと二つに分れて居る、云はゞ東京盲啞學校の方京都の盲啞學校の方と斯う云ふ風に大きく二つに分れて居るやうな模樣です、是が先づ盲人啞人を敎育することの大要であります。

次に現に私が横濱の懲治場でやつて居る模樣をお話いたしますが、私が赴任しましてから出入生徒數は十七名取扱つて現に居りますのは盲人一人啞人八人合計九人居ります、其内で調べて見ますと聾啞者は後天聾啞即ち疾病の爲に聾啞になつたのが八人、それから先天聾啞が九人あります、其九人の先天聾啞の內で遺傳が三人あります、それから近緣結婚の結果啞人として生れましたのが三人あります其他調べ難いのが三人あつた、是は詰り原籍が分らず又本人の云ふことも判然しませぬで調べ兼たのであります盲人は矢張後天盲でなります、所が前にお話いたしたやうな敎育の方法に依て是等の人々を敎育すると色々の故障が起つて來ます普通今現に日本にある所の盲啞の生徒を取扱ふやうな心得で居るといかぬことが澤山あります無論色々の犯罪を爲した結果來るのであるから一方には十五歲位の者があり一方には四十歲位の者があり、又一方には二十四五歲と云ふやうに年齡に差がありますから隨つて腦の發達も皆異つて居る、故に敎育の方法も皆個人々々に依つて違へなくてはなりませぬ、さう云ふのが先づ第一社會の啞人盲人を一つに級を組織して一つに敎へるとは大變違ふのです其次には今後はどうか分りませぬが、今まで這入つて來た生徒の中には家庭と云ふことを知らぬ者が五人位ありました、現に今居るのも三人はお父つさんお母さんも分らない、お父つさんお母さんの世話になつたことがない、無論家もない、さう云ふやうに家庭の組織がありませぬからして詰り家庭敎育とか或は社會敎育と云ふ方面の觀念がありませぬから之も大變に敎育の仕惡くい所であります、さう云ふことがあつて普通の盲人啞人を敎育するよりは困難が多い、其代り又能くこちらから懇切にしてやつて向ふの氣が分ると普通の生徒共を取扱ふよりは大變兩方で情が起つて來ることが厚いのです、是は私の經驗上から申すのでありますが普通の學校の生徒は皆お父つさんお母さんがありますから唯學科の敎育或は多少の訓練をやりさへすればそ

れでよいのですが、お父つさんもお母さんも分らぬと云ふと非常に同情を以て其生徒を取扱つて居りますから長い間にお互に心が分ると打解けて來ますから、チヨット云つたことでも直ぐ聞いて呉れるやうになります、學科は矢張普通の學校と同じに授けて居ります、それから體操ですが、唖人に授けまする體操は普通の學校で授ける體操とは違ふのであります、それはなぜかと云ふと普通の學校では總ての身體の機關をして均一に發達させると云ふ目的の下にやりますが唖人のはさうでないのです、元と發聲機關が非常に惡くなつて居りますから胸膈は私共よりとふしても惡いのです、それが爲に第一主眼とするは胸膈の良くなる發聲機關に色々の病氣の起らぬ體操をやる、故に普通の學校のやうに徒手體操或は美容術をやると云ふやうにはいかない、色々運動の方法も異つて居る、所が今まで取扱つた生徒の中で更に進歩せぬ生徒があつた、是は二名ありました、幾ら教へても分らぬ二と二を合せて幾らと云ふても分らぬ、三十歳近くになつて居るが分らぬ計數器を持つて來たり色々しても分らぬ漸く分つたかと思ふと翌日になると忘れて仕舞ふ、文字にしても假名を一つ教へても翌日になると忘れて仕舞ふと云ふやうな教育不可能の者が二名ありました、又比較的進歩の速かなる者が二名ありました、あとの殘りは先づ普通の者であります、學科は普通の學校と同じ學科の外に典獄殿や其他の方々と協議の結果目下は盲人には按摩、「マッサージ」もやらせて居りまして署員の方々の御家族の療治を致すことにして居ります、唖人には理髪をやらせます又桶屋などもやらせて居ります、併し前に申しました通り總ての發育がチヤンと極つたものでありますからどうも私共の考へますには或程度までは進歩しますけれどもそれ以上進歩しない、或は桶屋などをやらせましても板を挽くのは大變上手にやるが、それ以上の考へは餘く此所はやれさうなものであると考へますがナカ〳〵出來ない、或はこちらの教へ方が惡いか分りませぬか巧くいかぬ、理髪にしても或程度までは能く出來ますがそれ以上上手になると云ふことが出來ない樣です、是も段々能くやらなくてはならないと考へて居ります、次に唖人や盲人を取扱つて常に氣を付けて戴かなければならぬと思ふのは前にチヨット申しました通り唖人には戯談と云ふことは必ず止めて戴きたい、モー一つは唖人は歩るくにトン〳〵非常に音をさせる、下駄で歩るいても非常に摺つて音をさせて歩るく、それは畢竟自分が聞へぬと云ふこともあるか知れぬがモー一つはあの人々は我々のやうに身體の直立は出來ても直立を保つて歩行することが出來ない、それは即ち生理學上耳に聽石と云つて聽音機があります、それに依つてチヤンと身體の位置を定めて歩るくのですが、唖人は耳の内が惡いから其聽音機の位置が變化して居る故に歩るく時分直立の位置を保つことが出來ない、必ずどちらかに曲つて歩るくそれを知りませぬとどうもグタ〳〵して居るどうも姿勢が惡い

といふて腹を立てるが、それは腹を立てる方が悪いのでさう云ふことを見ても叱つてはいかぬのであります、併し下駄を摺つて歩るくとか戸障子などをドンドン立てることなどは能く長く言ひ聽かせると直ります、それから一般に唖人は粗忽であると云ふのは耳が聽へないから氣がドッカリして居るかと云ふとさうでない、唖人は耳の代りに目を使ふ、我々が聽く代りに目で色々の事を知らなければならぬ、總ての事に眼球を運動させて居るから物が總て早くなる、ですから私等があんな事はも少し行きさうなものだと思ふことがさういかぬ、さう云ふことも能く氣を付けて直さぬと腹が立つたり向ふにも難義を掛けることになるのです尚典獄殿の御許を得てやつて居りますが、今私の所に懲治盲人壹人と唖人が一谷居りますがどうも家族なども足音をさせるには驚いて居る、併し前申す通り直せば直るのであります、それから盲人は又大變に整頓のよい者であると云ふことを能く人が云ひます、是は整頓がよいのでないさうしなければ困る、目が見へないから我々なら尋ねられるが尋ねることが出來ないから物を置くにも何所に何を置いたと云ふことを覺へて置かなければならぬのでさうなるのです、盲人でもさう云ふ氣の利かぬ整頓の出來ない者には是はいつも此所へ置くからと云ふやうに能く敎へるとそれが習慣になつて整頓するやうになるのです、それから盲人を取扱ふには自分々々の物品の整頓をよくしなければならぬ、さうでないと色々の過失があるからこちらも餘ほど氣を付けて常に物品を同一の場所に整頓して置かぬと色々の故障が起ります、それが能く慣れると盲人の方も能く覺へて總ての事をやるやうになります、先づ大體さう云ふ工合であります。

又前に戻りますが學校は日本に三十箇所ありますが其中で公立は僅かに六校しかありませぬ、其六校には矢張横濱の懲治場も這入つて居ります、私立が二十四あります、其中で幾部分郡費縣費或は私人の補助を受けて居るのが十校あります、實際私に立てゝ居る學校は十四箇所あります、其中又外國人の立てゝ居りまするのが三校あります、さうすると日本人の全く私立でやつて居るのは三十一箇所あります、故に前に申しました通り敎育を受けないで遊んで居る盲唖の人が六千六百人もありますから希くは此種の學校が增設せられ遺憾なく是等の憐れなる人々の敎育が行渡るやうになりましたならは大變によいことゝ考へて居ります。

寄書

○教誨論に就て華陽君に答ふ

巢鴨監獄　千南生

華陽君第十九卷六號に教誨を有効ならしむる方法として曰く、遇囚法と相俟て彼等囚徒をして知らず〳〵の間に罪囚の心を一轉して向上的精神を發起せしむるにありと、言や實に其の當を得たるものなり、現今我が監獄社會に、華陽君の所謂、遇囚法なるもの、即ち其の當を得たるあるか、余をして評を下さしめば更に無しと信ず、日東監獄に於て其の宜しきを得ざれなり、其の當を得ざればなり、遇囚法に於て可ならざればなり、全きを得ざるがためなり、現今の遇囚法なるもの惜し哉、華陽君の遇囚法と反比例をなす、故に言ふべくして行はれざるなり、然れども社會の進歩と相俟て近き將來には必ず華陽君の所謂遇囚なるもの實行せらるを認む、今や監獄改良の聲は四隅に高し、

現今監獄に行はれつゝある減食處罰法や、制服帶刀等を廢止して云々と論ず、曰く姑息的懲罰法なりと、爲めに進歩的思想の起らざるのみならず、壓迫的方法なるものより、益彼等の心情として犯罪原因を再演するに等しと曰く、制服帶刀に就ては、帶刀なるもの一は護身なりと云へとも、一は爲めに害ありとなして感化上一害物にはあらずやと論ず、又曰く監獄醫學の應用に就ては、從來極めて消極的にして爲めに刑罰の効力に輕減さらるゝかの感を司獄者間に有せらるゝを遺憾の極と論ず

抑も監獄に於ける、減食處罰法、制服帶刀醫學の應用とは彼等罪囚をして感化せしめ、ツマル所、改化遷善に導かんが爲めなり、然れども現今の直接間接囚人に接近する看守其のもの頭腦に於て彼等罪囚をして心的改化遷善に導かんと欲する覺悟なければなり、若し罪囚をして心的改化遷善たらしめんと欲せば先づ監獄に於ける看守の頭腦を改良せざる可からず、現今の看守中、看守として恥ぢざるもの幾人かある、囚徒をして、服從の念を其の歸する所、ミナ華陽君の遇囚法にある而已

華陽君は司獄官の心理學、即ち兒童心理、教育心理、犯罪心理等の諸方面に向て心的現象の變化を研究する事最も急務となす、言や實に然り、余元より淺學なりと云ひども現今の司獄官吏は活氣なく進歩的思想乏しく殆ど其の不活發なるに驚く、我國は戰捷國として國民奮て、新局面を開拓するの時なり、獨り司獄官吏退歩的意味を有す、余は司獄官社會に覺醒の人なきを悲しむ

華陽君立てよ起てよ、司獄官社會の大人物として起てよ、司獄官社會の文明を自任して起てよ、余は頑冥不靈なれども一言を述ぶ、先づ文明の新空氣を呼吸せしめんと欲せば焉ぞ生理的老翁となるの愚を學ばん、不老不死の覺悟を定めて老て愈よ壯なるべし、埃及今日老へたる所以、土耳其今日老へたる所以は彼の國民自ら此の如く感じたるが故而已、人をして死せしむるは瀕死の觀念より甚だしきはなし、國をして貧弱ならしむるは、貧弱なりと自覺するより恐ろしきはなしと信ず、華陽君以て如何となす

自然的に起さしむるもの極めて寥々たるを信ずるなり、余曩きに巢鴨監獄〇〇會議に於て、看守に教誨素要を帶はしめて之を實演せざる可からず、之れ社會の自然的眼より見たる目下の急務なりと一言して冷評に附せられし事あり、冷評に冷評と云ひども獄社會に於ける先見の明あるもの以て如何となすか

余をして教誨を眞ならしめ即ち有効たらしめんと欲せば監獄に於ける第二課の職員と教誨所に於ける職員、即ち教誨師と相接近して、懲罪嚴格にし例へば教誨師、教誨を與へば、二課の看守即ち罪囚の犯行ありと認むる時は嚴重にし或る時は看守として教誨を與へ然りと云ひども罪行する時罪す、此の如なるに依て始めて眞的教誨たらしむるを得るなり、茲に於てか始めて彼等罪囚をして心的向上的精神を發起せしむるものと信ず

余をして言はしめば、現今行れつゝある減食處罰法行ふべし、制服帶刀又可なり、醫學の應用に就ては華陽君の言從來極めて消極極的にして爲めに刑罰の効力を輕減せらるかの感あるは司獄官とし

て免る可からざる自然理なりと信す
最後に曰く司獄官の地位と休養とを與ふるは最も必要を感ず、即ち俸は以て内顧の憂ひなからしめ、休養以て其潜勢力を養はしめ其の品性人格、眞に活範模たる實行者を得るに至らずんば敎誨をして有効ならしむる能はずと華陽君の言實に然り、希くは華陽君にして筆を弄し言論を弄し以て監獄改良を自任するの勇あらん事を

福堂餘事（二）

春雨生

○閑日月　事に別天地に從ふもの、須らく胸中洒洒落落、一道の閑日月あるべし。

荻生徂徠曰はく、總じて役人は隙になくては叶はざることとなり。殊に上に立つ大役の人ほど隙なくては成るまじきこととなり。御老中若老中などは御政務の全體へ亘る大役なれば、世界の全體を忘れては役儀に拔けたるところ生ずべし。閑暇にして工夫をもし、又折り〳〵は學問をもすべきことなり。當時は大役ほど毎日登城して暇閑無きを自慢にし、御用すみても退出をせず、相役多きは毎日出仕せずとも、替り〳〵出仕しても御用足るべきを、何も皆を揃へて出仕し、御用なくても御用あり顔に仕爲すこと世の風俗なり、斯くの如き風俗なる故、御老中などさへ、詮もなき有司のすることを自身世話燒きて、御用多げにしなすこと、あるまじきこと也。筒樣なることを、古の書には大體を知らずと云ひて、大に誹りたることとなり、餘りのことに、當時は御奉公の筋にても無く傍輩中へ自分の見舞にありくを勤めと名を付けて云ふやうに成りたり。是皆な忙しげに出ありくを肝心のことに覺ゆる故斯の如き言葉も風俗につれて出來たり、云々。

這般の輩に倣ふて、公務多事、我に讀書の餘暇なし、我は娯樂の境遇に在らずと嘆するものは、斯道に對し、眞面目の忠勤者にあらざる也。

○茶道　劇務に從事し、紀律的行動をなす者、苟も閑日月あらば、須らく心を靜かにし、腦を冷かにするの清遊を爲すべし。是れ精神修養の實學なり。

黒田如水軒の定書に曰く

一、茶を挽き候事は如何にも靜かに廻し油斷なく滯らぬ樣に引き可申事

一、茶碗以下垢付不申樣度々洗ひ可申事

一、釜の湯一柄杓汲取候はゞ又一柄杓さして湯返しをして置可申候遣ひすて飲みすてに仕間敷事

如水軒は第一の定に附記して曰く、凡て人々分別も靜かと思へは油斷になり滯らぬと思へばせは〳〵敷なり候事、第二の定に附記して曰く、義理明白なる樣にと思へども欲垢には汚れ易し、第三の定に附記して曰く、主親の恩を始め朋輩家人との恩にも預る事多く候處に其恩を可報と思ふ心なく終に神佛の罰を蒙り候

這般の趣味を感じて、茶道に入らば、斯道に對する精神的勢力、知らず識らず、實務の上に活躍せん。

○讀書　近年字書の出版、年一年より、盛んなるは、讀書界に於ける顯著なる現象にあらずや。而して其の種類の多岐なる、其出版者の競爭せる、廉にして且つ良書を擇ふの便あるは、亦文明の餘澤にあらずや。知るべし、社會凡ての階級、凡ての方面に於けん、智識の增進精神の修養は、此の字書によりて、その勢を助け力を强くしつゝあるを。斯道の先輩、讀書を同人に鼓吹せらるゝや茲に多年、而かも、他の社會に對しては、今猶後に瞠若たるの觀なきか。同人諸氏猛省して可也。

同	三十年	一八〇	四二
同	三十一年	一八二	四二
同	三十二年	一五一	三五
同	三十三年	一六〇	三六
同	三十四年	一七〇	三八
同	三十五年	一八〇	三九
同	三十六年	一八一	三九
同	三十七年	一五八	三四
同	三十八年	一一八	二五

今ま前表に就て之を觀察する時は略我國犯罪者の總數が每年如何に繰返さるゝか又其豫算は每年如何に規則的であるかゞ分るのである。

凡そ社會に罪惡の生ずるのは自ら其去因關係の存するもので、決して偶然の出來事ではないのである、故に之を救濟するには豫め各其原因關係を推究して之が矯正の道を講究せなくてはならぬのである。

○最近十ヶ年間に於ける犯罪者に就て　高野生

犯罪統計の開祖ケトレー氏は云ふた、犯罪の豫算は財政の豫算よりも尙ほ一層規則的のものであると、併しながら今ま我邦犯罪者の總數は遺憾ながら完全に之を表彰することは出來ぬので、只だ其已知數に就て大勢を卜知するに過ぎぬのである。

試みに最近十ヶ年間に於ける犯罪者（囚人）の大數を觀察するに左の如くである。

年次	新受刑囚人	人口に對する千分比例
明治二十九年	一七五一人	四二
同	三十年	三二
同	三十一年	二八
同	三十二年	二〇
同	三十三年	二五
同	三十四年	二七
同	三十五年	二五
同	三十六年	二五
同	三十七年	二八

同	三十年	五一	三二
同	三十一年	六七	三〇
同	三十二年	五八	二五
同	三十三年	六一	二七
同	三十四年	六六	二五
同	三十五年	五四	二五
同	三十六年	五九	二五
同	三十七年	七〇	二八

同	三十年	二一	二八
同	三十一年	二〇	三二
同	三十二年	二五	三四
同	三十三年	九一	三六
同	三十四年	七八	三九
同	三十五年	九三	三九
同	三十六年	一一六	四〇
同	三十七年	一九四	？

即ち三十一三年に於ける罪囚の減少は三十一年の米麥の豐作と、三十二年養蠶の增收との結果、金融を豐かにし、從て貯金人氣等も增加し、下層勞働者の賃錢を好況ならしむる等、與りて大なる原因たることを證明するものである、何となれば財產上と何等關係なき、謀故殺との、誣告とか、放火とか、云ふ樣な犯罪の多く減少しないのを見ても明かなのである、又三十七八年に於ける減少も、三十七年に於けるものは、右と同一理由なることを知了し得べきである、於是乎平年の豐凶は犯罪の單に表面の現象のみを認めて云爲するは甚だ淺薄たるを免れぬのである。

然らば前表三十二三年及三十七八年に於ける罪因減少は果して如何なる原因關係よりせのるものであるか、犯罪減少策に就ては、敎育と事ひ、宗敎と云ひ、刑罰と云ひ、感化と云ひ、救貧と云ひ、各種の方面から之が救濟の道を怠らぬのであるが、併しながら之れ等は皆な俄かに減少を來すべき原因とは認められぬので、只だ漸次に其効果を奏するに過ぎぬものである、然らば或る年に限り俄かに增減するのは果して何かと云ふに、經濟上の關係より然らしむるものと見るより外はないのである、今ま試に前表と對照する爲め、犯罪と最も密接の關係を有する經濟事項の一二を列記すれば左の如くである。

年次	米麥收穫高百万石	養蠶收穫高十万石	郵便貯金人員千人	日傭人夫賃金二六錢
明治二十九年	五三	一八	三八	二六

增減に至大の關係あるもので、衣食足て禮節を知ると云ひ、恒産なき者は恒心なしと云ふ、皆な是等の消息で、犯罪の增減は一般經濟界の事情に最も密接なる關係を有するものと云はねばならぬのである。

或る論者は三十七八年犯罪の減少は戰爭の影響と云ふ者あるも、吾人は其最大原因は必ずしも此等にあらぬ事と信ずるのである、何となれば戰後の今日に於ても、尙ほ漸次罪囚減行の傾向あること次の數字の示す如きを以てある、又徵罪不檢擧の結果と云ふ說あるも、之も亦重き刑法上の犯罪即て著しき減少あるに係らず、輕微なる諸規則、違警罪等の犯罪多く減少せざるを見て其の然らざるを知り得るのである、併しながら三十八年に於ける著しき減少に就ては、徵罪の不檢擧、罰金換刑處分の猶豫等の減少政策大に其効を奏したる事は疑ふ可らざる事實である、併し此の減各に伴ふ結果に就ては未だ研究の材料を持たぬのである、

	三十八年 百人	三十九年 百人
一月末	六三五	五三四
二月末	六四〇	五四七
三月末	六四〇	五五五
四月末	六三三	五五〇
五月末	六一九	五四〇

教育と云ひ、宗教と云ふも、腦髓は充滿しながら胃の腑の缺乏を感ずるもの社會に多き時は、社會は到底安寧を害せられぬ譯には行かぬので、之れ等は宜しく經世家の大に注意を拂ふべき點である、恰も平素不養生の人が病毒に感染してから、急に病院の、醫者の、と騷ぐも最早手後れたると一般、未だ病毒に感染せざる事前の衞生が最も必用であると一般である。

刑法上の犯罪者

却說總罪因に就ては以上述ぶる處であるが、其各種類別の犯罪に就ては如何にと云ふに、次表に示す如く刑法上の犯罪は違警罪を除く時は漸次減次の一方で、即ち十年間に於て半數以下に減次したのである、之に反して諸規則及違警罪の如き輕微の犯罪に就ては著しき增加を示すのである、之れ一は社會の進步に伴ひ諸種の取締規則等簇生する結果と云はねばならぬのである、故に一言に犯罪者と云ふも、刑法上の重き犯罪と諸罰則の如き輕微なる犯罪とは、區別して觀察する必要があるのである、而して刑法上の犯罪は財產上の犯罪、即ち竊盜罪は常に其多數で殆んど全數の半數若くば三分の一以上を占むるのである、次は賭博犯であるが、爰に奇異なるは概して竊盜犯の盛なる年に於ては賭博犯の減少を來し、賭博犯の盛なる年に於ては竊盜犯の減少を現はすのである、之れ畢竟下層勞働者の收入多き時に於ては賭博犯一般に行はれ、物價騰貴し事業困難に不景氣の襲來する時

新受刑囚人（刑法）

	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年
竊盜	三二、九七二	四〇、四九〇	四〇、七四四	三五、五六三
賭博	一一、〇二七	一八、四八二	二六、七五九	四〇、一三二

	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年
竊盜	三五、八二二	三六、七六三	三八、六九九	五五、六七〇	五四、七五〇	五二、二七八
賭博	四〇、五二三	三九、三五七	三六、〇六六	四四、一四七	四七、八一八	四七、二三八

詐欺及受寄物	−六,六〇二	−九,二三八	−一〇,三四一	+一〇,三五三	+九,五六六	−九,二六三	一〇,三〇九	+一三,六六三	+一二,八四二	一一,七五四
毆打	−一,八四四	−二,八一七	−四,〇四九	−五,五六七	−五,五九四	−五,八〇四	−五,九〇四	−七,二六〇	+七,七七四	七,二二五
附加刑ヲ遁ル	−四〇三	−一,五二五	−三,二三八	−五,四三八	+五,八八七	−五,七四五	−五,八一一	−六,六八三	+八,〇五〇	七,三五三
官私印文書僞造	−二,〇四七	+三,〇一七	+二,七四三	+二,四四八	+二,〇一五	−一,九八四	+二,四七八	−二,四六一	+二,五一一	二,一三七
贓物	−一,六三〇	−一,九三三	+二,一六六	+一,九七九	−一,九四四	−二,二五八	−二,七八一	−三,九八一	+四,三三三	四,二四六
計	−五六,五二五	−七七,五〇二	−九〇,〇四〇	+一〇一,四七九	+一〇一,三五一	−一〇一,一七四	−一〇二,五八八	+一三三,八六四	+一三八,〇七八	一三二,二三一
官吏職務妨害	−二六七	−四五八	−六五八	−七九〇	+九〇二	−六九〇	−六九四	−八六八	−九六八	一,〇五六
謀故殺	−五五三	−六一一	+六五八	+五九八	−四四〇	−四九一	−五三八	−五七五	+六九四	五〇二
強盜	−四六三	+六六八	+五五七	−四四八	+四六〇	−四三七	−五七一	−六五二	+七四九	五二九
家屋物品毀壞	−二〇二	−三六四	−四八六	+六六八	−六六三	−六八〇	−七二一	+一,一〇九	+一,〇七六	一,〇三九
人ノ住所ヲ侵ス	−一八〇	−三五三	−四八二	+六〇三	−五五八	+六三五	−五八五	+七三二	−六四七	七〇〇
放火	−四〇八	+五〇七	+五〇〇	+四一四	+三七三	−三五九	−四一七	+五三一	−四三七	四四六
僞證	−一四九	−四〇六	+四一六	+三一七	+三一〇	+二八八	−二七〇	+三五七	+三三三	二六九
墮胎	−一六一	−二七一	−三四四	−四一三	+四六二	+三七一	−三二二	−三八六	+四〇一	三七一
猥褻姦淫	−一九七	−二二八	+三九八	+三四四	−二七六	−二九八	−三〇五	−四一四	−四一五	四七七
貨幣僞造	+三二三	+二九七	+一六一	+一二五	+一〇四	−八六	+一五三	+一四〇	−一三三	一七九
誣告誹毀	−六七	+一四八	+一四二	−一三三	+一四一	−一二一	−一六八	−一九五	+二一六	一八三
遺失物埋藏物	−六三	−八三	−一七〇	−一九一	−三一三	−五三〇	−八四六	−一,三四三	−一,四八八	一,六一〇
其他	−七一八	−一,〇一五	+一,四五八	+一,四四三	+一,二〇八	−一,一〇六	−一,三五〇	+一,九六〇	−一,七六三	一,九一六
合計	−六〇,二七六	−八二,九一一	−九六,四七〇	+一〇七,九六六	+一〇七,五六一	−一〇七,二六六	−一〇九,五二六	−一四三,一二六	+一四七,三九八	一四一,五〇八
陸海軍刑法	+六四二	+四六七	−二四八	+三二八	三一〇	+三二三	+三〇二	+二九一	−二八二	三一八

諸規則違犯者

次は輕微なる諸規則違犯者であるが、此の諸規則違犯者も竊盜と關係ある森林法違犯者其大數を占むるので、即ち全違犯者の半數若くは三分の一以上である、而して森林法、徵兵令、煙草稅法、酒造稅法、遺失物法の五者は諸規則の大部分で其他は殆んど二三分の一にも達せざる少數である、概して諸規則違犯者は漸次增加の傾である。

違警罪犯者

最も駭くべきは違警罪犯者の十年間に於て其倍數以上に達し、刑法違犯者と殆んど正反對で頗る膨脹的の趨勢を示するのである、元來違警罪の如きは、各地警察官の取扱寛嚴如何によりて大に增減を來す原因となるであろふが、此の勢を以てせば漸次其數の倍加する事實に恐るべき多數を現はすべく、當局者の大に注意を要する處である。

新受刑四人（諸規則）

	廿八年	廿七年	廿六年	廿五年	廿四年	廿三年	廿二年	廿一年	三十年	廿九年
森林法	一、八一三	二、八九二	四、〇五三	四、一二九	四、七六九	四、〇五六	三、八八二	二、二三九	—	—
徴兵令	六五九	一、二五九	一、八四九	一、五六五	一、四五三	一、三八五	一、一八〇	一、三一七	一、二七六	一、二〇八
煙草稅法	三八八	六七九	七八二	七二四	八三一	五六二	三〇一	一〇二	一九九	二八二
酒造稅法	二六九	四五四	六二一	四三〇	三三五	二八〇	一八九	六六	七九	一四〇
遺失物法	一六五	三四六	五〇五	六二九	四四〇	四六三	一四三	—	—	—
計	三、二九四	五、六三〇	七、八一〇	七、四七七	七、八二八	六、七四六	五、六九五	三、七二四	一、五五四	一、六三〇
富籤賣買	五二	一六五	四一二	四一二	四四九	四八三	二七〇	七八	九	六〇
狩獵法	五四	一二五	一九六	一七九	一一七	一〇五	一一〇	八五	一一五	一六七
害蟲驅除	九七	一六二	八五	一一七	二八二	一五九	—	—	—	—
娼妓取締	四二	一一〇	一六八	一五一	一〇〇	二七	—	—	—	—
治安警察	四九	九八	二〇四	一一三	一二五	五六	—	—	—	—
鐵道略則	三	五七	八四	五三	六二	二七	三四	四六	二四九	二二二

犯罪者の死亡數

次は在監人の衞生狀態に就て少しく觀察せんと思ふのである、元來衞生狀態の如きは之を抽象的に論斷するよりは寧ろ社會一般の狀態と、監獄の狀態とを比較して、其如何を研究するを以て得策とするのである、而して監獄と社會一般の衞生狀態を比較するには先づ第一に其死亡率の多寡如何を比較するを以て最も捷徑とするのである。

年次	全國死亡數（千人）	人口に對する千分比例	在監人死亡人（百人）	在監人に對する千分比例
明治二十九年	九〇四	二一、四	三八	五〇、三
同　三十年	八七五	二〇、五	二八	四二、〇
同　三十一年	八九一	二〇、六	三一	四三、五
同　三十二年	九三二	二一、三	一七	二七、〇
同　三十三年	九一〇	二〇、五	一二	二〇、三
同　三十四年	九二五	二〇、七	一一	一九、四
同　三十五年	九五九	二一、一	一一	一八、四
同　三十六年	九四二	二〇、五	一一	一八、四
同　三十七年	九七二	二〇、八	一六	二六、七
同　三十八年	？	？	一四	二七、三

前表に依て之を見る時は多年監獄當局者の銳意苦心せらるゝ結果、漸次其死亡歩合を減少し其數に於ては（監獄は死亡最も高き十二三歳以下の小兒を含まざるを以て實際の割合は前表より尙ほ高かるべし）一般の狀態と大差なきに至るを見るは、頗る喜ぶべき現象と云はねばならぬのである、併しながら或る特種の疾病、即ち結核患者死亡率の如きに就て之を見れば、監獄は常に其四倍乃至七倍以上の大多數を現出するので、吾人は一見實に寒心に堪へぬのである。

肺結核患者死亡數

年次	全國死亡數	人口に對する千分比例	在監人死亡數（百人）	在監人に對する千分比例
明治三十二年	五五（千人）	一、二八（人）	四二（百人）	六、五七（人）
同　三十三年	五九	一、三四	三二	五、三五
同　三十四年	六二	一、三六	二六	四、五五
同　三十五年	六五	一、四五	二八	四、六七
同　三十六年	六五	一、四二	三〇	四、九〇
同　三十七年	六七	一、四四	四〇	六、六二
同　三十八年	？	？	四一	七、六九

吾輩は幼年監獄や懲治監獄の如く結核患者に就ても早く特別監獄を設けられ、特別監獄配下に於て處遇せられ、此の恐るべき病毒の傳播を防遏すると、一面には斯道專門的の監獄醫をして、彼等に十分なる療養を與へられん事を切望するのである、

胃病患者死亡數

次に胃病は日本人の通有性とも稱すべき疾患であるが、此も近年監獄に於ては幾次增加の傾を示すのである。

年次	全國死亡數	人口に對する千分比例	在監人死亡人	在監人に對する千分比例
明治三十二年	六三千人	一、四四人	一一人	一、八六
同　三十三年	六二	一、四一	九	一、五六
同　三十四年	六四	一、四三	八	一、四四
同　三十五年	六六	一、四七	七	一、三〇
同　三十六年	六五	一、四三	九	一、五三
同　三十七年	六八	一、四六	一四	二、三七
同　三十八年	？	？	一四	二、七〇

右の增加は役業等の關係も勿論あるであろふが主なる原因は、食物の關係ならんと信ずるのである、一時米麥騰貴の結果、價格低廉なる不良の外米等を歡迎した結果ではなかろふか、之等も大に研究を要する點と思料せらるゝのである、（以下次號）

○過去の『兇徒聚衆』

進藤正直

客秋日比谷公園に於ける大騷擾以來兇徒燒打等の不吉語が動もすれば一種の感興を以て迎へらるゝものあるが如し現に其騷擾に因せる彼の六名士事件公判當時のことなりき都下の某小學校に於て一生徒あり突然奇問を發して曰く『先生、兇徒とは名士の尊稱なりや』と而して今や該事件とは事實上一體たる可き燒打連百四名の公判審理中に係り其傍聽筆記は今尙新聞紙の好材料たるを失はずして一般世人の耳目を惹きつゝある折柄過去に於ける兇徒聚衆犯は果して幾千あり且つ如何なる狀態に在りしか換言すれば則ち其年齡職業貧富教育等の關係如何を觀察するも亦强ち無益の業に非ざる可しと信ず請ふ左に最近五ヶ年監獄に於ける事實に據りて其一斑を語らん。

『兇徒聚衆』は刑法上靜謐を害する罪の首位を占め其重刑たるは勿論其罪質亦甚だ兇惡なるが爲めに（中には情狀に憫諒す可きものあれども）年々受刑者が十數萬の多きを算すと雖も該犯者は極めて稀有の事實に屬せり即ち明治二十九年以降十ヶ年間の統計に據れば左の如し。

明治二十九年	—	同三十年	一	次に其職業は、	業主	二	一四二
同　三十一年	—	同三十二年（男）	二六		商業 傭及見習	一	一
同　三十三年	—	同三十四年	—		農業 耕作及養蠶	其他 八	合計 一五四
同　三十五年	—	同三十六年（男）	一一七				
同　三十七年（男）	三七	同三十八年	—				

乃ち今最近五ヶ年の事實と云ふと雖も實は三十六七年の事實に過ぎざるのみか其數僅少にして觀察上甚だ便ならざるが故に姑く之を一括して先づ其年齡より觀んに、

二十歲未滿	一	二十五歲未滿	二一
二十歲未滿	一七	四十歲未滿	四九
五十歲未滿	三六	六十歲未滿	二八
六十歲以上	二	合計	一五四

にして其最も多數を占むるものは四十歲前後の壯者たり六十歲以上の老人は僅に二人又未成年者は唯一人あるのみなり。

次に其貧富は、

資產ある者	八	稍資產ある者	三四
資產なき者	八〇	赤貧の者	三二
合計	一五四		

にして資產なき者其過半數を占むれども中產以上の者が赤貧者よりも却て其割合多きに居るは聊か注意す可き現象と謂ふ可し。

次に其敎育は、

小學校卒業及同等以上の學力ある者	一〇	文學の讀み書きを爲し得る者	五七
全く無學の者	八七	合計	一五四

にして無學者は百中五十六の割合に當れり。

次に其婚姻關係は、

未婚（無子） 二〇 無配偶{有子 無子 一三

有配偶{有子 一〇七 無子 二三 合計 一五四

にして未婚者の二十八人を除くの外は殆と皆有配偶者たる有樣なり。

次に其犯數は、

初犯 一四四 再犯 九

三犯 一 合計 一五四

にして累犯者は僅に十八あるのみ他は皆初犯者なり是れ亦注意すべき現象と謂ふ可し。

最後に其刑名を擧くれは、

重禁錮{五年以上 一 / 五年未滿 二 / 三年未滿 四四} 有期徒刑 一 主刑罰金換刑 一〇六 合計 一五四

にして其三分の二は實に主刑罰金換刑なり所謂附和隨行者が如何に其大部分を占むるかを知る可く而して其首魁及敎唆者は有期徒刑の一人及重禁錮の四十七人即ち是れなり。

○明治三十九年五月末日現在全國在監人員監獄別表（△ハ減）

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
東京	六五九	四	七七七		三	一、四四三
市谷	一、一二六			三		一、一二九
巢鴨	一、七七四			二		一、七七六
橫濱	一、四三二	二八	六一	一〇		一、五三一
浦和	八三七	二四五	二一			一、一〇三
前橋	一、三〇二	三	四四		二	一、三五一
千葉	八九五	一	六八	三	二	九六九
水戶	八五六	一	六三		一	九二一
宇都宮	七四五	二	五六		一	八〇四
甲府	四三五	三	一七	一		四五六
長野	一、三九六	二二	九八		三	一、五一九
小菅	一、〇八〇					一、〇八〇
安濃津	七五三		三〇			七八三
名古屋	一、六七〇	三三	一二一	一	一	一、八二六
靜岡	九三〇	三	四六	二	四	九八五
膳所	四六四	二	三四			五〇〇
岐阜	五九五	一	一七			六一三
新潟	八六一	二	四八		二	九一三
福井	三一〇	二	二三			三三五
金澤	五五七	一二	三二			六〇一
富山	三一五	一	一一		三	三三〇
宮城	一、一〇一	一	一九一	二	一	一、二九六
福島	一、〇六二	三三	三三	一三〇	二	一、二一七
盛岡	三七八	二	六三		二	四四五
青森	四七〇	一	四三		一	五一五
山形	六九三		五九	三	一	七五六
秋田	六三三	五	一一六	二	四	七八〇

監獄						
京都	一、一五五	一二	一一九	|	三	一、二八八
大阪	二、六三九	|	一〇	四	|	二、六五三
堀川	二一六	四五	二三三	|	一	四八五
奈良	六〇七	|	一八	二	|	六二七
和歌山	六二二	|	三一	|	二	六五五
神戸	一、七二四	八二	一六二	|	一	一、九六九
岡山	一、〇一三	一	九四	|	一	一、一〇九
廣島	一、八六六	一二	一六八	一三	四	二、〇六二
山口	八六四	七	五二	|	三	九二六
鳥取	二三二	|	一七	|	|	二四九
松江	五六五	三	二一	|	|	五八九
德島	五八八	三	一〇	|	二	六〇三
高松	六二二	一	三〇	|	|	六五三
松山	九六九	二	七四	一	|	一、〇四六
高知	七一九	二八	三八	一	一	七八七
長崎	一、三六〇	一五	一二一	|	二	一、四九八
福岡	一、五〇一	三	一〇一	|	一	一、六〇六
大分	五〇七	一	一七	|	一	五二六
佐賀	五七八	八	三三	|	一	六一九
熊本	七七三	三	八四	|	一	八六一
宮崎	三七〇	|	二六	一	|	三九七
鹿兒島	六二九	二	五三	|	|	六八四
三池	一、五一一	|	|	|	|	一、五一一
沖繩	三一四	|	六	|	一	三二一
函館	四六六	三	四一	二	一	五一三
札幌	七五五	五	一二九	一〇	一	九一〇
樺戸	一、一六七	|	|	|	|	一、一六七
網走	八一八	|	一	一	一	八二一
十勝	八八四	|	二	五	|	八九一
總計 監獄	四八、四二三	六四〇	三、七三四	七九	六二	五二、九四八
總計 留置場	九五〇	|	一〇五	|	|	一、〇五五
計	四九、三八三	六四〇	三、八三九	七九	六二	五四、〇〇三
增減 前月ニ比シ	△八二二	二一	△一九五	一七	一〇	△一、〇〇三
增減 前年ニ比シ	△一、三六二	一三四	三四六	二〇	一〇	△八五二

○明治三十九年五月末日現在全國囚人罪名別表

（△ハ減）

罪名	三十九年五月末日現在 男	女	計	增減 前月比較	增減 前年比較	三十九年五月中ノ新受刑者	前月ニ比シ增減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一一七	四	一二一	△二	△五〇	一六	△一〇
附加刑ノ執行ヲ遁ル	四一	|	四一	△六	△三二	二五	△四
貨幣僞造	九六七	二五	九九二	一五	一三六	二六	二
官印官文書僞造	一、五八一	一〇	一、五九一	△八	△三〇	四八	五
私印私書僞造	一、三〇〇	二六	一、三二六	△六	△一九七	一三四	一二
僞證	二七	|	二七	七	△一〇	一七	九
賭博	一、八六〇	五八	一、九一八	△三〇〇	四六	九二六	△一九九
謀殺	一、六〇六	一七八	一、七八四	△三	四五	一七	二
故殺	一、一五九	四四二	一、六〇一	一三	八七	三三	△一四
毆打創傷	一、八〇四	三五	一、八三九	△二七	二四	一五八	△一九
墮胎	一五	三六	五一	一三	一一	二四	一三
猥褻姦淫重婚	二六四	三八	三〇二	△二五	二二	一六	四
誣告及誹毀	五五	三	五八	一四	九	|	△六
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二二、五六七	八六八	二三、四三五	△三七〇	△一、五六一	二、四六〇	一〇三
掏摸	二三二	一	二三三	五	七五	三六	△六
田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盜ム	五〇	|	五〇	六	△五	三六	四
屋外物盜（明治三三年法律第九九號）	三一六	九	三二五	△一九	△八一	二四六	△一
強盜	四、〇七六	一七	四、〇九三	△二	一	四四	△一三
遺失物及埋藏物ニ關ス	一〇	一	一一	一	二	八	|
詐欺取財及受寄財物ニ關ス	三、六九一	一一〇	三、八〇一	△五八	△二八五	六四三	△二
贓物ニ關ス	四八八	七四	五六二	△二七	△八三	一四九	△一

放火	一、九三二	四九五	二、四二七	六	△七	四六	二
家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス	六三	一	六四	△二	△五	一五	△六
違警罪竝ニ廳府縣命令違犯	九四〇	一八五	一、一二五	△六二	一六八	五、二〇六	四六三
以上列記以外ノ罪	一、五三九	六七	一、六〇六	一五	一五六	五二一	二九
總計	四六、七〇〇	二、六八三	四九、三八三	△八二二	△一、三六二	一〇、八七〇	三六七

救護事業

○東京養育院感化部の事業

近來感化の聲喧しく其實行に着手せんとするもの亦諸處に起れり從て其方法如何につき苦心するものあり其制度は家族的を可とするや寄宿的を可とするやを攻究せるものあり、今日に於て現に行はるゝもの多くは家族的なるものにして其効果頗る見るべきものあり寄宿的とするも全然學校的寄宿制度とするや、或は家族的制度を折衷したる寄宿舍制度とするや、吾人は家族的を以て最良の方法とし若し能はずんば家族制度を折衷したるものを採るの効果あるべきを信ずるものなり、東京養育院感化部は本年度より東京府の代用感化院となり收容兒童百人を超過せさる間までは確定額年々五千圓の補助を受くることゝなれり吾人の理想上より觀察すれば同院事業は經費の都合により寄宿舍制度を持續する點に於て兒童敎育の點に於て完全無缺なりと謂ふを得ざるも感化事業を企圖する上に參考すべきものあるを以て左に其大要を紹介せんとす、採長補短の斟酌は當路者の判斷に委せんのみ

●感化部の經過事情

▲感化部創設の濫觴　感化部設立の議を生じだるは明治二十七年以來東京市內浮浪少年惡化の事情を調査し之れを收容感化せんとし同院委員會の議に付し着々其進行を計りたるに二十八年日清戰役の終局を告ぐるや全國擧つて凱旋建設の計畫あり同院は其機を利用し凱旋院を創立し乞兒を收容感化の企畫を發表せんとしたるも遼東還付のことによりて挫折し次で二十九年七月同院の調査にかゝる乞兒惡化事情幷に乞兒問答書を添へ棄還兒の數に漏れたる十三歲以下の孤兒を收容せられん事を市參事官へ建議せり然れども其實行の機を得ざりしに翌三十年一月英照皇太后陛下崩御の砌各府縣へ慈惠救濟資金を下賜せられたるに際し同院委員は數次協議の末御下賜金の內市に屬する分を同院基本財産に下付せられんことを市參事會に提供したるに同年七月府知事より命令條件を付し市部へ配當の恩賜金一萬六千九百八十五圓を下付せられたり、而して同年十月市會に於て感化部設置の決議せらるゝと共に右恩賜金を感化部基金となす事に確定せり、之れ感化部創設の濫觴とす

▲感化部の開始　三十一年三月義捐金募集の件につき其筋の許可を得たりしかば其一着手として當時の府知事書記官其他の官公吏及各新聞記者主筆を招き寄附金募集の協議を爲し、創設及維持の資金を約七萬九千餘圓と定め、此內恩賜金を除き殘餘の六萬餘圓は廣く江湖慈善家の捐助を請ふことゝし、官公吏新聞主筆亦之れか援助を承諾したり、之に於て委員事務員は勸誘に奔走せり然れども豫定の金額に達するは一朝夕の能くする所にあらざるを以て先づ其年十二月に至り豫定人員の半數を收容すべき場舍を建築し以て感化事業の端緒を開かんとの議案を市會に提出し翌三十二年六月豫算六千百五十圓支出の議決を得即木造本舍瓦葺九十七坪五合便所廊下二十七坪を新築し三十三年二月竣工せり、之に於て同年七月朝野知名の士を招き開始式を擧行せり、入院規則左の如し

入院規則

第一條　本部に入院せしむる者は本市內に居住し左の各項の一に該當する者に限る

滿八歲以上十六歲未滿にして扶養義務者なき惡化の虞ある者

滿八歲以上十六歲未滿にして放逸又は不良の行爲ありて扶養義務者無資力の爲め之を矯正すること能はざる者

第二條　入院を許可する者は左の手續に依るものとす

前條第一項の場合に於ては認知者又は警察署長

若しくは區長の紹介ありたるとき
前條第二項の場合に於ては扶養義務者より出願したるとき

第三條　入院を出願する者は左の事項を記載し戸籍の謄本及所轄區長の證明書を添へ養育院長に願出つへし本人及出願者の氏名住所年齡族籍職業本人の性行及家族の狀況

第四條　第二項該當者の入院は出願の順序に據る但し本人の情況に依り特に其順序を變更することあるべし

第五條　入院者滿二十歲に達したるとき若くは改善の事蹟明かなるときは之を退院せしむべし

第六條　第一條第一項の入院者の親族中扶養義務ある資力者を發見したるときは直に本人を引取らしむべし

第七條　府縣其他公共團體に於て救助せられたる者又は入院費用の辨償を得へき者は其費用を受け本部に收容することあるべし

▲收容及教育　感化部開設以來三十八年七月末即滿五年間に於ける收容兒童數は男百十八人女七人にして其年齡は八歲以上十三歲までにして浮浪遺棄の狀態に陷りたる事由は一樣ならず此點は都鄙に依りて異るものあり以上百二十五人に就き其事由を揭らるも亦一の參考たるを得んか

父母の死後乞食となりて	二
父母叔父母雇主に叱責せられ逃走して	一四
何の思慮もなく氣儘に家出して	一九
上京の念止み難く家出して	一
父母又は繼父母に捨てられて	五
父母繼父母又は雇主の苛酷に耐へず逃走して	一八
父母又は雇主の命に從はず逐出されて	四
職業柄自然に浮浪せるもの	二
見又は叔父繼母を導れんが爲め家出して	四
祭禮に行かんとするを父許さず不平の餘り家出して	一
遊びたくて家出したるまゝ歸宅せず	三
逃子となりて	三
罪を犯したるが爲め家に居る能はずして	二
喧嘩して家に歸らず	一
病氣の爲め雇主に逐出されて	一
寄る邊なくて	一
誘拐せられて	二
父の言に從ひ奉公せんと出で來りて	一
雇主に解雇せられて	二
奉公せんと欲し家出したるも奉公口を得ず	六
雇主の金錢を失ひたる爲め叱責せられんを恐れ逃走し	一
雇主に損失せしめたる爲め叱責せられんを恐れ逃出し	一
雇主の金を窃取して逃出し	一
父母を停車場に見失ひ	一
伯母を便り來りしも拒絶せられ	一
繼母と氣が合はず家出し	一
奉公先に居つらくて逃出し	三
勞役に堪へず	二
其他	二〇

斯くの如く遺棄兒となれる事由の異れるあり教育程度亦等しからず高等小學程度の者數名あるのみにて大部分に尋常小學一二年課程若くは假名をも讀み得ざる者なり故に、之れが教育感化には頗る苦慮する所にして今日泰西諸國にて最も好成績ありと認めらるゝものは家庭組織家族制度にして本院感化部設置に際して亦其方法を適當なりと信じたるも經費の都合上止むなく寄宿舍制を採ることとし敎師の感嚴保姆の慈愛を中心とし心情を和らげ其性質によりて之に適當なる訓練と習慣を與へ個人的性格を養成すると共に社會的生活に堪ふべき精神を養成せんことを期し粗野なる性情を矯正するには音樂を以てするの勝れるを信じ盛に唱歌及び奏樂を奬勵し身體健康の保全精神を訓練するには規律ある兵式操練を實施し之に加ふるに遊戲競技及手工勞働を以て敎育するの方法を採り創始以來今日まで其主義を繼續せり

●感化部の現狀

▲感化部の移轉分離　養育院構內に經營したる感化敎育は同院に於ける普通救護事業と同一場所に於て並行するの不得策なることを覺知し之を分離し特殊の敎育技藝の素養就中農業は質朴にして誘惑少く勞働勤勉の風を養成するに好個の方法なるを認め之れが設備を爲さんとするも其現在の位置に於ては能くし得ざるの事情あるより茲に適當の地を卜し感化事業を開始せんとし府下北多摩郡武藏野村字吉祥寺井の頭御殿山御料地の拜借を申請したるに三十六年一月に至り遂に御料地約三町歩拜借聽許せらるゝ恩命に接したるを以て市會に向つて該地に感化部新築案を提出し市會に於ては調査委員を設け實地を臨檢し數次委員會を開き審議

を重ねたる末三十六年十一月可決確定したり越へて三十七年十一月建築に着手し三十八年三月竣工の上其筋より引渡しを了したるを以て其年九月二十二日新築場舍に移轉したり其際收容したるは從來の兒童三十七人なり、新設感化部の敷地は八千九百八十一坪建坪五百六十九坪五合にして區劃すること左の如し

本館（學校）二階建	百廿六坪	
附屬平家建	二十六坪	
工作場及炊事場其他平家建	二十六坪	
倉庫其他付屬及保姆室共	四十九坪	
寄宿舍幷に付屬建物	百七十四坪	
幹事舍監事務員宅及付屬建物	七十六坪五合	
門番所	六坪	

にして之を細別すれば寄宿舍十六、敎室三、工作場三、食堂浴室炊事場洗面所各一、事務室二、保姆室二、幹事宅一舍監宅二、事務員宅三其他小使室倉庫便所等なりとす

新に移轉したる地は井の頭と稱する府下の勝地にして鬱蒼たる森林際涯なきの畦畔は寰外の仙境加ふるに玉川上水道の清流辨財天の古祠等一段の風趣を添ふるあり兒童敎育の好適地なり

▲起臥　兒童は午前五時三十分臥床を出て洗面掃除及音讀を爲し七時に至り喫飯し食後八時まで各自休憩遊戲を爲し尋常科生徒は八時より十二時まで高等科生徒は午後二時まで學業體操等の敎育を受け、終れば午後五時實業に從事し五時以後或は運動遊戲を爲し夜は時々唱歌を爲さしむ秋季は夜學部を置き學科の復習を奬勵せり、遊戲は兒童全部の遊戲には敎師全體にて引率し各組個人の遊戲には舍監之を引率することゝせり、唱歌體操は身體健康の保全に効あるのみならず精神を快活ならしめ智能を啓發せしむるを以て努めて奬勵しつゝありと雖も移轉後は兒童の疾病に侵さるゝ者絶へて無しと云ふ

▲敎育主義及課業　敎育の方針は敎育勅語に基き道義の觀念智能の啓發に努め宗敎に重きを置かず唯神佛の存在を說き因果應報を會得せしむるに止む、學業敎育は小學校令に據り尋常高等小學程度の學業を授く、目下は尋常科、一年十一人、二年八人、三年十三人、四年五人、補習科（高等）一年七人、二年六人にして未だ就學せざる者三人あり、敎授時間は一日尋常科四時間高等科五時間とし唱歌體操共に一週間三時間つゝ之を行ふ、實業敎育は手工業及農業とし手工は大工指物又は器物を製作する技術を授くるを目的とするも未だ其程度に至らず單に準繩若くは鋸鑿鉋斧等の使用方を敎ゆるものにて種々方圓の木材を準備せり、現に手工業を授くる敎師は大工職にして指物業に長する人を以て充つ、農業敎師は土地の老農にして農業の敎育經驗あり從前青山農學園に傭はれたる經歷ある人なりと云ふ、現に植付けあるものは馬鈴薯茄子黃瓜小豆等の蔬菜類なり收獲したる蔬菜類は兒童の食用に供するは勿論兒童の年長者には其調理法を知らしめ米麥の炊爨法を習はしむ而して兒童には不熟練の者にても草履草鞋等を作らしむる等自己の用は自己をして辨せしむるの習慣を作らんとせり

▲懲戒方法　兒童にして不良の行爲あるときは之れに懲戒を加ふ、懲戒は禁足、減食の二種とす、禁足は學校に昇り讀書し或は室內より外出するを禁じ且つ食堂に入りて喫食するを許さず、減食は一週間乃至十日食量を減し一室に起居せしめ外出交通せしめず即ち減食に禁足を併科するものとす、

▲職員及傭人　感化部には主務一人を置き養育院長の指揮を受け感化部の監督を爲さしむ、敎師は四人にして二人は學業敎育に二人は實業敎育に從事す主務者も學業敎育に從事せり、保姆は三人にして四十二歲乃至五十六歲の婦女なり、保姆は兒童の起床就寢食事辨濯裁縫等所謂身邊の世話を爲すものなり兒童中に睡眠中遺尿する者あるを以て保姆は終夜眠らず時刻を測り兒童を便所に誘ふこと少からず若し兒童に疾病あれば其枕邊に在りて看護の勞を操るは勿論なり現に保姆中看護婦の經驗ある者ありと云ふ

▲兒童の修養　兒童は互に睦まじく談笑し嬉戲し毫も喧嘩口論等なし夜は十疊の室に四五の机を竝べ强制せずして復習に餘念なき者もあり一室に各室長を置き服從關係を形成せり而して常に敎授せ

られたる修身談を記憶し室内に記して各自の箴規とせり其一例を擧くれば

座右の銘

人この世へ客に來たと思へば世話も苦勞もなし心に叶はざる食に向ひても譽めて食はればならず夏の暑も客となればこらへて居られねばならず冬の寒も同じ、御臨走の返禮にはめいめいの家業をつとめ衣服は分に應じ禮に缺けざるようにして子孫兄弟倘以て相客なれば挨拶よく暮し跡に心を殘さず御暇申すまで

父母によばれて假りに客に來て
心のこさずかへるふる里

▲兒童の退院　入院前に於ける境遇の變態なる者多きは勿論收容の當時其性行を詳にするを得ざると其精神狀態を知らざること比々然り、故に收容後に於て强度の自痴あるを發見し統御に艱むこと珍しからず現に收容中の者三人あり斯る狀態に在る者なれば個人として喜んで引受け保護せんとする者なく且つ元來不規則の家庭に生れ不良の境遇に育ちたる兒童は感化部收容後院内の規律に柔順に服從する能はざる者なれば收容兒童の十人中四人は逃逸して行衞を隱す者惡業を爲す者等を生すとす之れ一は時間を多く利用し一は教師をして絶へず兒童に接觸せしむるの利益あり

▲保姆の撰擇　現在の保姆は教育力に乏しく單に兒童の動止を擁護するのみにて誘導するに足らず動もすれば兒童の輕侮を招くことあり故に將來は師導の經驗ある者を以てせんとす而して近來其必要なりと感したる一事は保姆は美貌を有し風姿艶麗なるを可なりとす之れ兒童をして親ましめ慕はしむるの特性あればなり

▲自營の業務　現在の手工業農業は自活に足らざるにあらず大工たり指物職たる一日賃錢は一日を支ふるに足れり農業亦自活し得る業務なりと雖も社會との聯絡を欠き退院後其傭主を求むるに困難なり一家を構ふるも傭主なし家に在りて器具を製作するも販路を得難し農業を以て自活するには多くの田畝を有せざるべからず縱令自ら有せざるも田圃を借り小作するか他人に傭はるゝかの二途其一を擇はざるべからざるも多くの田畝を貸付くるの人は得易からず小作するには先づ幾年かの信用を得たる者にあらざれば其貸主を得難し他人に傭はるゝには其一身露命を維ぐに止り一家を維持すること頗る困難なる故に該地に一工場を起し感化部の兒童を無報酬にて使役し漸次一の業務を習熟せしめ年長するに至らば一人の職工として相當の役賃を給し其付近に一戸を構へしめて自活せしむるを得ば始めて感化の効を奏せんか工場は一個人の有たるも可、株式組織たるも可なり其業種亦何たるを問はず其當初は感化院より通學せしむるものとせば工場主亦多くの煩累なからん或は三菱の如きと特約し感化部より見込ありとして推擧せば其兒童を商船に乘組ましめ船乘業を習得せしめ相當の給料を得せしむるに至らば亦大に感化の望みあるべし或は曾て澁澤院長に請ひたる事ある北海道の荒蕪地を開墾せしめば何如之は事頗る大規模なるを以て熟慮を要すべし院長亦肯諾せず、いづれにせよ感化部より出てたる者は何業に就かしむるや未た其聯絡なく手工業を教ゆるも農業を習得せしむるも將來必ず之を以て身を立つるや否兒童自ら之を知らず監督者亦必ず總ての兒童に對つて其成竹あるにあらず事業の性質亦總ての兒童に要るの傾きあり中には三回逃走したるも三度とも歸來れるもありと雖も多くは再歸ることなし遁逃する者は幼者になくして比較的年齢の長したる十六七歳以上の者なりと云ふ、昨年九月移轉後他へ交付したる兒童は五人にして二人は角(牛骨)細工、一人は指物業一人は製本職、一人は綿打に傭はたつゝあり一ヶ月一回訪問し其狀を視るにいづれも各自の業務に勵みつゝありて訪問に對しては非常に感謝せる近來感化主義の人口に膾炙するより引取を請ふ者稍多きを加ふるに至りたるも一時的救護に止まるものにて、必要あるときには傭入れ扶養するも其所用熄みたるときは乃ち傭入を解き扶養せず、又縱令扶養するも引受人の家庭の不良なるありて引受を拒絶することあり捗々敷發達せずと

●將來の方針　(櫻井氏の談)

▲教授時間　將來は二部教授とし學業實業を高等科尋常科に各別に教授し高等科は午前八時より學業教授を爲し午後手工農業に就かしめ尋常科は午前實業に就かしめ午後學業教育を施すことゝせん

來を爲すの困難なる事情なきにあらず故に是非社會との聯絡を保ち退院後路頭に迷はしめざるの方法を圖らざるべからず以上の如き考案は畢竟其救濟の一方法なるのみ

○茨城縣保護會事業成績

作三十八年中被保護人は九人前年越員八人を合せ十七人の被保護者なりしか親屬故舊に引取られたる者及自活の途に就きたる者五人ありて無斷退會所在不明の者四人を出したるは頗る遺憾なり現在被保護人八名の職業は養豚按摩石油行商及市役所掃除雇人等なり其收入は最低按摩業の十五錢にして掃除雇人は三十二錢乃至三十五錢養豚場雇人は三十錢なり而して入會當時一錢の貯へなきのみならず季節の被服なきものすら少からざりしが今や多きは三百圓內外を貯ふる者二名十圓以上乃至五十圓を貯ふる者四名あり

▲本會創立以來被保護人の累年比較及其成績を左に示す

年度	新保護人員	自活ノ道ニ就キ又ハ親族ニ引取ラレタルモノ	退會者 無斷退會	死亡	計	年末被保護人數
明治三十二年	一二人				二人	一〇人
同　三十三年	八人	八人	二人		二人	一一人
同　三十四年	六人	三人	四人		七人	六人
同　三十五年	八人	三人	三人		六人	八人
同　三十六年	六人	四人	二人		六人	八人
同　三十七年	五人	四人		一人	五人	八人
同　三十八年	九人	五人	四人		九人	八人
計	五四人	二七人	一八人	一人	四六人	

被保護人の保護上に就てば前年と別に方法の異なる事あらさるも每に施行する囑託敎誨師の熱心なる修身齊家の講話の爲めには頗る感動を與へ効果最も少なからざると又直接監督に從事する取締の多年の經驗に依り保護注意の周到なる等より自然に人の遵守すべき道盡すべき義務を辨識し柔順に漸次精神の氣風高尙に趣きつゝあるが如し

本年度は比較的多數の不成績者を出し頗る遺憾とする處なるも又一方犯罪の習慣者として親族故舊に見捨てられ改悛歸善の絕望者として社會に擯斥せられし者の內前科四犯と七犯の被保護人は入會以來心機一轉し大に前非を悔悟し職業に精勵改悛の狀顯はれ將來大に囑望するものとなるに至りしは至幸なり

▲本會附屬の養豚事業　本業は近來食料價額騰貴せし爲め漸次收益薄少するに依り來年度より良種の牝豚拾頭餘と接尾用として牡豚二三頭迄を適度に頭數を減じ飼育し子豚の生產繁殖を圖り之を賣却する方法に改めたり

本年度に於て試みに牝牡兒豚拾八頭を賣却せしに實に左の收益を得たり

金五拾圓四拾錢　牝牡二頭に付金二圓八拾錢生產より滿三四十日間を經過したるもの

以上の割合よりすれは母豚拾頭を有すれば年二百圓餘の利益を得ることは容易なり見込なり

本年度中購入賣却の豚及現在豚數左の如し

豚	九頭	購入 牝牡母豚賣却
豚	二十八頭	兒豚賣却
豚	十八頭	內牡拾頭現在
	二十頭	

本年度の成績は食料代騰貴の爲め前年に比し利益少なかりしも金百三十八圓餘の純益を擧たり

▲某本會及事業費　昨年度末の金二千八百四十圓に對し實に金二百六十圓を增加し參千百圓となれり其內譯左の通にして其增加せしは第四回國庫債券額面一千圓に對する九百圓及第五回國庫債券額面五十圓に對する四百五十圓の寡入額より生したる差金百五十圓と養豚事業より生じたる純益及寄附金を編入せしに依る

第四回國庫債券額面千圓は三十九年三月償還に付額面金千圓を領收同時に農工銀行へ預金し第五回

國庫債劵額面五百圓は本年六月償還に當籤す

一金千百圓　基本金　茨城縣農行銀行預ヶ利子金百圓ニ付日歩金壹錢八厘
一金千圓　同　同
一金五百圓　同　第五回國庫債劵
一金五百圓　事業費　茨城縣農行銀行預金利子金圓ニ付日歩金參錢八厘
計金三千百圓

○石川縣の保護事業

金澤監獄典獄神野忠武氏は出獄人保護の方法に關し屢次縣當局者と交渉する所ありしが遂に同縣知事は縣下の警察署郡市町村の各官衙に訓令を發し尋で同縣警務長茂泉敬孝氏は部下の警察署に訓示し保護の方法結果を報告せしむることゝせり參考の爲め其全文を掲げん

（村上縣知事の訓令）

從來出獄者の境遇を觀察するに四隣郷人は尙ほ之を罪惡人視し之に近接するものは却て人に醜辱せらるゝ處なりと從て之を遠け之を嫌惡するは蓋し一般の通慣なり故に出獄者に在ては舊知郷人に疎外せられ倍々社會の指彈を受け不幸無告の窮境に陷り遂に獄友相親み再ひ罪惡を犯して幾再犯を重ね終生世に立つ能はざるに至るもの鮮なからず豈浩歎の至ならずや故に苟も任に行政の職にあるものは一般無産無業のものを專ら就業の途に奬勵すると同時に出獄者に對しても宜しく各其分に應して就業せしむることを之れ勗め一面之を監視して懇諭訓誡を加へ彼等をして改過遷善の域に誘ひ普く世上罪惡の發生を防禦すると共に郷閭の名譽を維持し地方の移風改俗の實を擧け以て切實に其効果を收めんことを期すべし

（茂泉警務長の訓示）

出獄者保護の件に關しては既に本年二月訓令甲第一號を以て訓令有之爾來遺算無く實施中なるべしと雖も一層保護の趣旨を徹底するに勗めらるへく右執行上の便宜に資すべき爲め特に金澤監獄より出獄者あるときは各本人の在監中に於ける性質行狀執業上の實況出監際の携帶する工錢額出監後就業に關する希望行先地等の通報を求め本官よりは更に之を各署に示達すべきを以て各事項に付克く參酌較量し徒食の者には就業の便宜を圖り或は慰撫し或は戒飭し彼等をして衷心遷善悔悟せしむることに努め尙ほ其成讀は別表に據り報告せらるべし

（別表）

出獄者保護に關する實蹟調　自明治　年　月 至同　年　月　何警察（分）署出獄

區分＼男女別	男	女	計
越人員			
三ヶ月中ノ入　出獄シタルモノ			
三ヶ月中ノ入　他所轄ヨリ移轉者			
三ヶ月中ノ入　其他			
計三ヶ月中ノ出　解除セシノ　保護ヲ要セサルモノ正業ニ就キタルモノ改悛シタルニ依リ			
計三ヶ月中ノ出　移轉　死亡其他			
計			
月末現在者數			
職業別三ヶ月中處分人員　職業アルモノ			
職業別三ヶ月中處分人員　職業ナキモノ			
職業別三ヶ月中處分人員　再入監			
職業別三ヶ月中處分人員　殿戒處分			
職業別三ヶ月中處分人員　刑ノ執行猶豫			
改悛者ノ累計　正業ニツキタルモノ			
改悛者ノ累計　改悛シタルモノ			

一本表ハ三月六月九月十二月ノ前三ヶ月分ヲ翌月十月迄ニ調査報告依スヘシ

二出獄者ニシテ犯罪ノ種類身分資産ノ有無等ニ依リ保護視察ヲ要セスト認ムルトキハ假令出獄ノ通知ヲ受ケタルモノト雖モ本表中保護ヲ要セサルモノヽ部ニ編入スヘシ

三所轄内ニ現住スル前科者ニシテ再犯ノ嫌疑アリ又ハ徒食者等保護視察ノ必要アリト認ムルモノハ悉皆本表ニ掲ケ且ツ其解除ヲナスニ付テモ署長ノ認ムル處ニ依リ之ヲ行フヘシ

四所轄内救育所ニ收容シアルモノハ本表ニ算入セサルモノトス

五本表該當者ニ對シテハ可成間接ノ方法ニ依リ視察スヘシ

六本表該當者ハ監査簿ニ登載セサルモノトス

七本表該當者ニシテ縣内他所轄ニ移轉シタルモノハ其住所氏名年齡行先地保護ノ事由其他參考トナルヘキ事項ヲ行先地所轄警察官署ニ通報スヘシ

八通報ヲ受ケタル署ハ前項ノ移轉者ハ勿論管外ヨリノ移轉者ニシテ特ニ通知ナキモノト雖モ尙ホ本表ニ算入シ他所轄ヨリノ移轉者ノ部ニ編入スヘシ

九出獄者ニシテ通知ナキモノト雖トモ該當者ト認ムルトキハ尙ホ保護視察ヲ加フヘシ

十正業ニ就キタルモノト雖トモ全ク改悛ノ情ナキモノハ解除セサ

ルモノトス

十一改悛シタルニ依リ免除セシモノ、欄ハ當初ヨリ一定ヘ職業ヲ有スルモノカ保護ノ必要ナキニ至リタルトキハ記入スルモノトス正業ニ就キタルニ依リ解除セシモノハ一定ノ職業ナキモノカ正業ニ就キ保護ヲ要セサルトキ記入スヘキモノトス

十二改悛者ノ累計ハ例令第一回提出ノ表ニ二名ノ改悛解除者ヲ出セハ二ト記入シ第二回提出ノ表ニ更ニ三名ノ改悛除者ヲ出ストキハ五名ト累計記載スヘキカ如シ

十三左記狀況報告ハ實蹟表ヲ提出スルトキ統計數ノ内容ヲ審カニスルタメ添付ノ上報告スヘキモノトス

出獄者保護視察の狀況報告　自明治　年　月　至同　年　月　何警察(分)署

前犯科數	住所	氏名	保護視察狀況と概要
			何月末現在者の部
二	何町村字何番地	何　某	日稼ヲ業トシ相當ノ收得アリ生計上敢テ困難ナラスト雖トモ賭博ヲ嗜ムノ弊未タ止マス動モスレハ竊盜再犯ノ嫌疑アル故其行動ヲ措摘シ戒飭ヲ加ヘタル結果稍改悛ノ情アルモノヽ如シ云々
三	同	同	何々職業ニ熟達スト雖トモ被監視人ナルタメ本人ヲ雇用スルモノ更ニ無キヨリ何村長ニ斡旋ヲ依賴シ其盡力ヲ以テ何某方ノ職工トナルヲ得タリ尙其行動ニ付視察中ノミ云々
一	同	同	何々々々
			自何月至何月　出の部
二	何町村字番地	何　某	從來徒食シ居タルモ視廳ナル何商業何某ニ說諭シ其行商人トナサシ爾來誠實ニ業務ヲ勵ミ改悛ノ情狀顯著ナルニヨリ何月日其視察々々々
二	同	同	何月日出監セルモノナルモ保護視察ヲ要セサルモノ(何月何日何警察署所轄内ニ移轉ス)(月日死亡)何
二	同	同	何々何々々

雜　録

○東京便　　無聊庵主人

拜啓筆硯益御健勝奉賀候戰爭の餘波は精神上事業上に種々の結果を及ほしたることに候監獄事業に波及したるものも尠からざることにて其積極消極兩方面に於ける顯象は疾くに御承知の事に候へは今更贅言を費すを要す間敷候、玆に吾人の記臆を喚起し候は、戰勝後に於ける講和條約の結果に出てたる副產物に候、御承知の通昨年八九月の交に於けるポーツマス條約は端なくも戰勝國の屈辱なりとて破棄々々の叫びは起り候、東京にては國民大會を日比谷原頭に開くや警察官吏の取締に右顧左眄奔走大に力めたりしに續て內相官邸、警察署、交番所等の燒拂事件あり、人心恟々たる折しも戒嚴令は實施せられ、軍隊の警戒とまで立至り候、尋て兇徒嘯聚嫌疑者として河野廣中山田喜之助等在野知名の士を始め二百有餘名を拘禁することゝなり東京監獄の繁忙一方ならず候、即ち一面には警察の煩累を加へ一面には監獄の繁忙と相成其半面には又、搜査不檢擧の過不及を云爲するの物議を生するに至り、其歸着する所を疑はしめ候、而して今尙該事件に關聯せる被告人として拘禁せらるゝ者百餘名有之候へ共河野氏等の判決終了と共に一段落を告けたるの觀あり、其一段落と共に警察改善の聲は高まり候、之に關聯してか內相警視總監の更迭あり其後間もなく警視廳內主要の地位を占むる警視警察署長の任免ありたるは近來の一異觀に候、是より先き內閣の變動ありて內務省には警保局長の更迭ありて新に其任に就けるは法曹界の重鎭を以て目せられたる古賀廉造氏に候、同氏は就任以來營意警察事務の改善を圖らるゝとは世人の注目を惹く所に候同氏の着目せらるゝ點は普通の觀察とは異彩ありて警察方面に觀察せらるゝ所は監獄に直接關係を有するもの少からず候、警視廳官制の改正の如きは云はすもかな曩日關西地方巡視の如きは斯業革新の初步に候其巡視の土產の何如なるものなるやは推知し難く候へ共、大阪に感化院設立を縱慂したるの一事は確に肯綮を得たる時期に適したる觀察に候、又客に語りたる浪花節改良談の如きは異彩ある觀察に候、其一節と

して日本新聞は左の記事を登載致候

濕花節は全く墮落したのだ、最初は坊主が說敎の方便にしたものだが、中頃から三昧線を用ゐることになつて、忠臣孝子の傳記を讀むやうになつた、それで今日まで語り續けて居たのなら、善い方の感化ばかりで結構だが、それでは聽衆が受けないのか、義賊とか俠客とかいふ厄介なものを讀み初めたから堪らない、俱利伽羅紋々の兄さんが、親分を氣取り出す、義の爲だといつて賊を働くやうな話も出た、罪囚者の多くが左樣であるとは言へぬけれど、罪囚者の中に濕花節を聽いて惡事を働いた男の實例がある以上は職としてもこの語り物の內容を研究する價値がある

我が國が濕花節の改良に志したのは十年前のことだ、爲らく監獄に奉職して居た男も同感とあつて、濕花節學校設立の計畫をした、敎師は日本一の濕花節語り雲右衛門從來有り觸れた語り本三百種の內、淫猥な文句や穩かならぬ條は訂正して、將來有爲の太夫を養成する目論見だつたが種々の事情があつて中止したのは惜しかつた、英照皇太后崩御の際、特敎された因人の中にも、濕花節を聽て義賊になりたさの餘、强盜殺人を犯した者が三四人あつた、これは惡い方の感化を受けた者、又美當一調の軍談を聽いて、百姓の苦吾七を受けた者、或る意味に於て無宗敎の日本國民、中にも下層の勞働者を動かすには、濕花節ほど好いものはない、芝居に至つては感化の說敎も駄目だ、坊主の法話も駄目だ、耶蘇敎力學、單り濕花節あつて、血の氣多い勞働者を左右するに足るのだ、君、大阪にも改良會が起して東西相呼應するさ語り物の內容を改良することが、第一着の事業だからねと

吾人も亦俠客義賊の跋扈を憎むものに候其擧止何如は屢次攻擊を加へて憚らざりしことに候、而かも俠客義賊の麾下に集りて罪惡を逞ふする幾萬の狡兒を產生するに至りては忍び難き一大憂慮に候今や有力なる古賀氏の口を藉りて社會の注目を惹くに至りたるを喜ぶものに候

讀者諸君御承知の通り米國聖路易倫理協會の代表者シエルドン博士は先般社會事情視察の爲め來遊せられ候其第一着に夜の東京を視夜の警察事務を研究被致候、主として因人の狀態を視察するを目的とし警察署に於ては犯人訊問の方法、犯人引致の方法、刑事部屋、訊問所、留溜の處置等に注目被致候、其一日を割て晝間巢鴨監獄をも視察被致候某警察署留置場にては七八人の男子の一室に在るあり、五六人の女子の一室に在るあり、數犯の毒婦と微罪の少女とを同棲せしめて二三日に渉らば其結果や何如と寒心せられ候、監獄を視たる談話にも一室數人の雜居を以て缺點の重なるものとせるもの〻如くに候、曰く巢鴨監獄の模樣は世界各國のものと異らず予は、獨佛英米諸國の監獄及警察を視たり而して各國に其欠點を見出せしか如く日本にも亦其欠點を見たり、欠點とは他なし、一たび監獄に入りたる者は必ず二度三度身を獄に投することなり其事實は世界を通して一樣なり、監獄は罪人養成所の感あり、其原因多々あらん、去れど數人を同一監房に雜居せしむるは其大原因ならん、誤解する勿れ其欠點あるは日本のみならず米國も亦然り英佛獨亦斯の如し、而して尙一の減少の方法と認むるは犯人を監獄に入れずして之を監視するとなり改悛せざれば五年十年監視する可なり到底改悛の望みなき者は獄に投ずるとゝせば效果あらん、然れども前者も後者も經費問題なり歐米にても容易に行はれ難し、日本に於て刑の執猶豫の制を實施するに至りたるは理想の新制度な行り云々、其談敢て嶄新なるものにあらず陳腐の陳腐に候へとも外人の眼に映したる新說に候分房制度の實行を視ざるまでは矢張り歡迎せざるを得ざる意見に候、吾曹は今尙頂門の一針として大成を他日に期し度、今日は成るべく別異の方法を研究致度ものに候

華嚴の巓頭より投し淺間阿蘇の火坑に入りて自殺を遂げたる青年ありて以來、種々の厭世者を續出したるは近年に於ける思想の變調を示すもの〻如く、分量ある腦漿には宇宙の萬象は不可解なりと觀して果敢なき最期を遂くるに至りたるは悲むべき現象と謂はざるを得ず候、國民作新會は之を重要なる問題なりとして其月次會を開き研究を始め候、其研究の結果に據れば青年の自殺者多しとの推定は當らず自殺の方法の人を驚かすの度高きも其實は計數の上には多數ならず年齡五十以上の者最も多しとの事に候、其研究者中に原胤昭氏あり、同氏は出獄人保護の事業より連及して、一人の自殺未遂者を助け其告白を聽き其心術を解剖して自活の途を得せしめ、健全なる思想と身體とを保ちて獨立するに至らしめたる實例を引き、自殺の匡救方法を講せんとの心を發し目下研究中なりとて頗る有益なる談話を被致候次ざに川上昌保氏は耳鼻咽喉の疾病が頭腦に影響し精神の發達を阻害し、後來の生活と思想とに變化を與ふるものありとて醫學上の實驗より立論せられ候、而して浮田和民氏は社會學上より有益の談話を試みられ候、此會合研究の賜として感謝するは自殺の原因を略認量するを得たる事に候自殺は社會學、醫學、經

濟學延て政治の問題に入るべく候、狂人の自殺は直接には狂人看護の設備乏しき事なるべし、疾病の不治に絶望する自殺は慈惠的衛生設備の欠缺も其一因たるべし、生計困難の自殺は無論經濟上の欠陷なるべく政治上の問題としては諸種の課稅增加なるべし明治十八年の自殺者が其前後より增加せるは物價の激變は生計に層倍の困難を加へたるに因るものと被推知候、三十七年に於ける自殺者の數及原因は曾て本誌上に揭載したることありしも未遂者を合算すれば一萬有餘人有之候自殺の原因は大多數は發狂者、不治の疾病生計困難の三種に御座候、五十歲以上の者に自殺者多きは生存競爭の劇甚なる今日にては商工界に於ても官界に於ても敎育界に於ても職を求むるに難きより相當の位地若くは資財を蓄ふるにあらざれば失望せざるを得ず、之れ其一大原因なりとの事に候　讀者諸君這個の問題は極めて重大且趣味あるものに候、はすや、自殺は一の罪惡に候、罪惡の救濟を以て任する監獄當局者の一顧を要する所に候、自殺は社會問題に候公德問題に候同時に由々しき罪惡に候、監獄當局者の立場として推敲するの價値あるものに候まゝ諄々と縷述したる次第に候

匆々不備

○西南見聞錄（補遺）

香川生

島原や熊本邊を往復する間に旅籠屋又は滊車中で耶蘇敎の繪踏の故事を聞いた、それが面白い感じがするので御話して見よう、それは天草島原の地方は疾くから外國人との交通をやつて居つたので耶蘇敎信者が澤山にあつた、耶蘇敎徒には一種の野心を抱いて居るかの如く邪推して居つた頃の事である、德川三代將軍の時代、耶蘇敎信仰を嚴禁したのである、が表面信仰をせぬ態度を裝ふて秘密に信仰する者かある、それを取締るが爲めに案出したのが繪踏と云ふ方法である、而して其繪踏は德川幕府の繼續する間は繼續されたのである、繪踏をするのは百姓町人に限つたもので士分の者は耶蘇敎を信せぬと云ふ起請文だけで繪踏まではせずとも宜いと云ふ事になつて居つた、繪踏の方法は九州一圓同一であつたか否かは判らぬが熊本領では一年一回繪踏と云ふことが實行される、それは耶蘇と其十二徒弟の像が銅板に一人一個に彫刻せられてあるのを、長一尺五寸幅一尺高八寸位の長方形の箱に納れて其箱の上を縱橫に麻繩で緊縛つてある、それを片足で踏ませるのである、そこで愈繪ふみの實行となると郡代から其實行の場所日時を一般に觸書で達しる、場所は大庄屋の宅か寺院で表庭から裏庭まで土間を通して蓆を敷く、其蓆の上に耶蘇及使徒の像の納れてある箱を据るるので、當日郡代の勢ひは素晴らしいもので供廻りを從へ鎗を立てゝ籠で乘込む、小役人や村役人は其上り樣にゾロ〳〵と居列ぶ、一通り仕構へが整ふと村役人が、各管區內の者を一人つゝ呼入れる、呼ばれた者は諸と盤共に表庭の蓆端まで來て、履物を脫いでツカ〳〵といきなりに例の箱を片足で踏んで直ぐ其まゝ裏庭に通り拔けるのである、一人濟めば一人と順次に呼入れては行らせるのであるか極簡單な事であるから五六ケ村數百人に踏ませるのは造作なしだと云ふことです、それが大人ばかりではない子供であれ老人であれ又男と女との區別なしに一家總てやらねばならぬ、嬰兒を抱いた婦人は其母親が踏んだばかりでは濟まぬ、嬰兒を抱き下して其頭是ない小さい足を箱に觸れしめる、又病氣で繪踏の場所へ行くことの得きぬ者は其屆出をする其屆出があると一般の者の繪ふみの終つてから後其箱を擔がせて行つて病床に据るる、すると病人は橫臥のまゝ足先を其箱に觸れるのである、之れが熊本領內の仕方で病人であろうが子供であろうが遠慮會釋なしであります

士分の者は起請文だけを出し其起請文には菩提寺で裏書をして紛れない者であると云ふことを證明するので折紙の表に宗門誓詞書物としたものでもある、其內容は耶蘇敎を信すると日本六十餘の神尊から罰を受くるから決して禁制を犯さぬと云ふことであるが、其一例は曾て朝日新聞に揭てあつたから書取つて置いたから茲に御示しする

切支丹宗門、就御改仕上起請文前書

私儀、切支丹宗門ニ而無御坐候、從前より眞宗ニ而菊池郡西覺寺、旦那紛無御坐候、則、旦那坊主之裏書判形取立、差上申候、勿論從

公儀、被仰出候、仰福之趣、堅相守、可申候、若、自今以後、切支丹宗門之者、有之、彼宗旨を、勤申候といふ共、同心不仕、早速其段可申上候、

右之趣、若於違背仕者、

忝茂、

梵天帝釋、四天天王、總日本六十餘州、大小之神祇、別而者、熊野大權現、春日大明神、天滿大自在天神、當國鎭守阿蘇大明神、藤崎八幡大菩薩、各冥罰、於今生者、受白癩黑癩重病、於來世者、墮在無間地獄、更不可浮世、仍起請文如件、

右之通申上候而も、若心底二、切支丹宗門を相守申儀茂可有御坐沙も彼宗旨之罰文仕上申候、

てひうす、はてれん、ひいりよ　すぴりつさんと、を初奉り、さんたまりや、ろしーの、おんしよへあとの、御罰を蒙り、てうすのかりさ、たへはて、しゆりたすの、ことくたのもしを失ひ、後悔の一念も、きさいすして、人々のあさけりと、罷成終に頓死仕、ゑんへる野の、苦患に、せめられ、うかふ事御坐有間敷、仍而切支丹宗旨の、しゆらめんと、如件

年　月　日

頭……殿

……判

其譯文は（神父に、神聖なる、神々を始め奉りまりや諸々の天使、美神、の御罰を蒙り憐哀絶え果て、背教者の如くたのもしを失ひ、後悔の一念をきざいすして人々のあさけりと罷成遂に頓死仕、地獄の苦患にせめられ、候事御座有間敷、切支丹宗旨の起請文仍而如件）

と云ふのである、仍つて茲に訂正致します

○于蘭盆の貧民窟

栞　村　生

貧民の生活の程度の低い事は屢述へたことで今更らいはずもがなである、其教育の程度の低い事も勿論である、生活問題に其日を追はれつゝある者に教育の事を彼此と望むのは無理の注文かも知れぬ、が曾て下谷貧民學校の坂本さんの實驗の如く、渠等の或者は犯罪の便宜を得る爲めに其子弟に學問させようとする心得違ひの者すらあるのであるから、貧民の子弟の教育と云ふことは刻下の重大問題である、今日の教育界の一般の教育方法は形式的である、智識の練磨に重きを置いて品性の陶冶には意を注かぬ、學生の風紀頽敗と云ふことは昨今新聞雜誌の上で種々に論議せられるけれとも要するに家庭の監督、學校教育の欠陷は重なる原因であろう、良家の子弟にして猶教育方面に欠點かある、況んや貧民の子弟に於てをやである、教育程度の低い貧民に趣味ある娯樂のあるへき筈はない、その日〳〵の煙も立て兼ぬる今の果敢なき境涯には世の樂みを知らぬのである、榮華を望んで得られず、幸福を欲して與へられず、希望もなく光明もなくして何の爲のに餘生を貪りつゝあるのであろう、而かも渠等は死せるが如く覺束なくも活動しつゝあるのを觀れは何かの樂みがあるであろう何等かの希望を夢みつゝあるのであろう、一日の稼賃を握つて家に還るや、妻は夫の笑顔を見て喜び子は父母の笑顔に滿足して嬉戲する時、一家團樂の快味を覺へるのである、此の一瞬時、渠等の胸に煩悶なく、波瀾なく、平和に長閑である、縱令妻子なき獨身者でも一日の勞を終つて、若干の報酬を懷にして居酒屋に飛入るや醬油樽に胡座をかき、三杯の濁酒に徹醺を帶ふるの瞬間は實に嫉妬なく猜疑なく天國淨土に遊べる時である、かくて一日の勞を醫すへく煎餠蒲團に兩足を包み、華胥の夢に入らんとする時明日の幸福を希望しつゝあるのである、これが娯樂、希望であろう、が此の樂み、此の希望は甚た覺束ない、毎日々々續くものではない、十中の八九は一日の勞た、可笑なことであるが之れが其時代思想でありましやう、僧侶は前述べた如く自分檀家に相違ないと云ふことを證明するが其代り時々突然、家の内に押掛ける機に遭入て來て佛間に對つて讀經を始めることがある、之れは耶蘇教を信仰しはせぬかと探偵をやるのであると云ふことであります

「西南見聞錄」中前號に掲げてある福岡監獄の階級處遇の方法中「改悛の望なき習慣犯者は書籍の看讀接見通信等は容易に許可せぬ教誨等も餘り加へぬ」と書き下したのは一見嚴酷に失するの感を免れずとて同地の古垣君から抗議を由込まれた其要旨は、重大なる懲罰を受けた者は處罰後處罰房と云ふ階級法の級外に當る者を收容するのであるが其級外者には被服雜具は比較的劣等のものを與へ洗面入浴は總て最後に爲さしめるが通信接見は秋毫も初犯者に異るところはない、教誨は休役間及居房に於て集合又は個人教誨を施し書籍は或一定の期間之れを禁ずるも悔悟の狀あるものは期間内と雖も許可する、要するに書籍の制限と洗面入浴の前後被服雜具に新古の區別を設けたるに過ぎぬ

働は辛ふして饑へを凌ぐだけである、況んや雨降る朝、風吹く夕、この樂み、この希望は一睡の夢と共に破らるゝのである、私は盂蘭盆に於ける貧民の狀態を視ん爲めに朝から廻り始めた、盂蘭盆の一日も渠等貧民の娛樂日である、雨降り揚句であるから、道路泥濘、子供の遊戲も大抵、家の裡でする、男の子は相撲を取る、圓い繪紙で狐拳をやる、女の兒は平常に着馴れぬ衣服の外形較べの評をする、團子串を頬張つて居るのもある、大人は家に近隣の二三人集團して、將棊をやるのもあり、粗末な食臺を出して馬鈴薯、牛蒡の煮込みをつゝき合つて居る、小聲の鼻謠に女房を喜はせるのもある、中には亞細亞の地圖を開き、浦港の遠を指して往時の戰爭談に夢中になつて居る連中もある、家の裝飾―裝飾と云つて別に裝飾の出來るものでない、が平生よりも稍整頓して破れ疊の上に―粗末で三四ケの燒穴はあるが―毛布の敷てあるのも二三見受けた、それから茶棚或は米櫃の上に弘法大師か日蓮聖人かの木像を据へて、疊の敷合せの所へ葦竹を二本立てゝ繩を張つて華表の眞似をしたのもある、其傍らに小皿に團子を盛つて供へてあるのがある、これは私の眼に映つた宜い方面の現象である、元來東京生粹の人には迷信家が多いが貧民窟には一層迷信が甚しと思ふ、就中四谷の鮫ヶ橋の貧民窟には其連中が多いと思ふ、其證據には迷信から成立つた何々講と云ふ木札を戸口に打付けたり、厄難避けの護符と云ふ紙を張付けたのが澤山にある、可笑ことには家族たけの膳椀すら揃はぬ家に盜難避けの護符が張つてあるのがある、全く無意識でやつて居るものと思はれる、鮫ヶ橋の貧民窟に一小寺院がある其の一隅には淨行菩薩と云ふのがある、石像である、之れを念じると御利益があると云ふので澤山に參詣者がある、貧民ばかりではない、立派な服裝をした富豪の御隱居と云ふような婆さんなども參拜する、そうして其菩薩さんの周圍には使ひ棄てたタワシが夥しく散つたり、積んだりしてある、新しきタワシは菩薩さんの傍に幾十となくブラ下けてある、これは何にするのかと問ふまでもなく參拜者があつて爲るところを見れば、其處にある手水鉢の水を杓で掬ふて、菩薩さんの頭から掛ける、水をかけた後タワシで菩薩さんの頭とか、手とか、足とか眼とかを撫でる、水をかけては撫で〳〵して洗ふのである、それは眼を患ふ者は菩薩さんの眼をタワシで洗ひ撫でる頭を病む者は頭、腹を痛める者は腹と云ふように自分の患部の苦痛を免れるようにと患部に當る所を撫て〳〵洗ふのである、何か咒文を口誦んで居るが判然せぬ、それから其傍に泥池があつて、澤山に緋鯉や黑鯉が放つてある、坊守が麩を糸串にしたのを賣つて居る、これは參拜者が麩を買つて鯉に投けて與るのである、私は其坊守に就いて鯉は何處から持つて來るのかと尋ぬると其通り、これは病氣で困まる人が功德のために放つのであると云ふ、其數が多くて池が狹い、周圍に繞りの垣もないが夜分に盜み取られることはないか、と問へば之れにも勿體をつけて、イヤ決してその憂はない、曾て或書生が二三疋捉つて其場所を出るを巡査に捕つて段々訊られて其事實が分つて、鯉は無事に戻つた、そんな事で直に罰が當るから其前後捉られたことはありませんと、どこまでも迷信を振撒くのである、こんな調子だから貧民の迷信空想は甚いもので、迷信に依つて利益を得よう、眞籤で百圓でも當てたいものたとの濡手主義が熾んである、門前に打付けてある木札の多きは二十以上少きも六七を下らずと云ふ有樣其普通にあるものは延命講、鹽龍講、日護摩講、蘇生講、心願講、大師講、神樂講、六日講といふ類である、迷信空想の爲めに勞せずして生產力を消磨しつゝある者も少くないと思ふ、故に渠等の貧困は其幾分は自ら招くもので處世の上に自ら障碍物を設けて居るのであると思ふ、話は前に戻つて、良い方面でなく惡い部分では盂蘭盆でも素麵の一杯食へるでもなく、味噌漉に豆腐粕を入れて携へて歸るのもあれば一本の澤庵、一合の鹽豆を風呂敷に包んで歸るもあり、母の袂にすがつて團子を強求る子供もある、家には靑菜のような顏に空腹抱へて夫婦無言で對座するもある、或は上り口に腰かけた男が衣類の綻ひを縫ふて居るもあり、素裸の男の蹲んで盥の下を焚きつけるのもある、其有樣は實に異樣である、而していつ

も賑ふのは殘飯屋の店先きばかり、この日は質屋の方は二三の出入りがあるばかりであつた、それから更に驚いたのは荷車に古下駄を澤山入れて賣りに來て居るのを見た、古下駄に齒を入れ、又は少し鉋削りをして體裁よくしたものである、それが或は十錢位から五錢三錢位のもある、私は實際こんな事は今まで知らなかつた、東京では隨分下駄を盜まれたと云ふ話を聞くが、盜んだ下駄はいづれ自ら履くのであらうと思ふて居つたが、こんな場所へ賣りに來るのである、勿論自分の盜んだ物を自分で賣りに來ることもなかろう、思ふに何處にか盜んだものを買集める所もあるのであらう、それから又質流れの古下駄を廉く買取つて賣るのである、人間の階級も色々である、廢物もないものであると思つた、更に嬉しがつた遊んで居る子供の衣類も多くは質屋から一寸の間に合せに入替へをしたか、損料借りをしたのであると知つては喜ばしい事はない、明日は子供の悲み泣く日であらうと思へば、憐むべきではないか、酒は有害物であると云ふけれども貧民には飲むことの出來るのが豐年萬歲で、飲めぬのが不幸である、有害物か有益物か詮議の遑はない、飲みさへすれば壽命が延びると考へて居るのである、酒を飲むのが樂みである、憂鬱を散する靈藥と信じて居る、陶然として醉ふときが平和である、この變挺の場所に禁酒演說はなか〳〵效果を奏するに困難であらう、が併し憂を拂ふ玉箒と云つたのは、一片の寢言であつたと知れた今日であるから、矯正の方法を講じて遣りたい、ブース大將は東龍動の貧民窟に入り種々の脅迫種々の迫害に遭つても尙罪惡救極の大事業をやつた、今尙實行しつゝあるのである、日本の救世軍が早く發達して斯る界隈に手足を展すことゝなつたならば、いかに喜ばしき事であろう、私共は今多きを望まぬ東京市の貧民窟に禁酒主義が行はるゝに至らば日々に生ずる罪惡を滅ずることが出來るのみならず、妻子の饑、父母の悲みを救ひ得るに至るからである、敢へて救世軍に限らぬ其目的で組織したものなれば滿腔の同情を表する、財力の餘裕があれば投ずることも厭はぬ、單に禁酒を強制せんとするも困難なれば酒に換はる丈けの慰安を與へねばならぬ、これには救世軍の事業の如く平民的な卑近な事業が宜い、徒に聲はかり大くして高きより瞰下す樣な遣り方はいかぬと思ふのである、盂蘭盆は祖先を祭る好紀念日であるが唯鼻先きで經讀む樣なことより價値あらしめてはどうか、左すれば祖先は喜ぶであらう別段に燈籠や線香を立てなくも、祖先を崇めるには充分であろうと思ふ、殊に東京人士の迷信の程度を減却するに至ることは請合ひである、ツイ贅言に渉つた段は御見逃し下さい

○滿洲に於ける婦人救濟事業

薄命なる婦人の滿洲に艱みつゝある者を救濟するの目的を以て成れる救世軍の事業なり、中には慘忍なる抱主に醜業を强ひられ自殺せんとしたるもあり、重病に惱み居りしもあり、異鄕に入りて路頭に迷ふもあり救世軍にては此等を引取りて最初は內地に送還する方針にて多くは東京に在る婦人救濟所に引取りたるも、後彼地に留めて活路を得せしむることゝせるなり、目下滿洲婦人救濟會なる看板を揭げ十二名の被保護者を收容せり、而して此處に或商家に育ち女子職業學校を卒業したる婦人にて圖らざる行違ひより彼地に赴きたる者あり醜業に身を汚したるにあらざるも某督信者たる緣故より來りて止宿し居る者あり、專ら婦人を數導誘掖するの任に當り行儀作法より裁縫等のことまで敎へつゝあり、又當番を定めて炊事其他の事を行はしめ朝は五時に起き洗面梳髮等身邊の用を辨せしめ六時より七時まで講話を聽かしめ、八時朝餐入時半より修養勞働を爲さしめ日曜日には禮拜ありて後自由安慰の日を送らしむと云ふ

○海軍の勤務演習等の免除に就て

陸軍豫後備の軍籍に在る看守は演習簡閱點呼召集の免除を得るに就ては二十五年內務大臣の訓令あるも海軍に就ては準據するを得ざるやとの疑を以て向合せられたる向もありとのことなるが海軍に就ても同樣內閣に具狀し免除を請ふ節合なりと其

鄙より回答せられたりと云ふ

○在監者に對する令狀の執行に就て

甲地監獄拘禁中の刑事被告人又は囚人に對し乙地裁判所の公判判事又は豫審判事より甲地監獄在監人たることを明記し直接に本人に對し召喚狀又は拘引狀を發したるときは甲地監獄に別段の照會なしと雖も之れに應せしめざるへからざるかと疑を抱かるゝ向もありとのことなるが、其節より回答せられたるところにては、囚人刑事被告人に對し監獄所在地以外の裁判所より召喚狀又は勾引狀を發したるときは縱令監獄に何等の照會なしと雖も之に應すへきものなれとも刑事被告人に係るときは監獄所在地の裁判所又は豫審判事並に檢事に其旨を通知し差支なきを確認したる後押送に付すへきものなりと

○監視の執行に就て

戰後滿韓地方に出稼する者增加するに伴ひ監視の執行地を彼地に定めんとする者を生するに至りたりとのことなるが其筋の意向は之を否認せりと云ふ、因に三十八年陸軍省告示第十七號大連灣出入船舶及渡航者規則に依れは豫戒令施行中の者、身代限の處分を受け債務の辨濟を終へさる者及家資分散又に破產の宣告を受け未た復權を得さる者、剝奪公權及停止公權者、一定の生業なき者は渡航することを得すと

監獄協會記事

○茶　話　會

六月十七日例に依り茶話會を開きたるに七八兩月は暑中休會の例なるより當日は來會者非常に多く茨城群馬千葉縣地方より會同せらるゝも少からす講演に移る時早くも場に滿ち、時後れたるは場外に立ちて耳敬つる程なりき第一席に高木光久氏の建築に就ての實驗に曰く、監獄の建築年限は成るへく短きを可とす、建築費の分割は年々平等ならさるを要す工事の程度は漸を追ひ進行を急くを以て止むなくんは三年目若くは四年目には多くの經費を配賦せらるゝを望む、工事の順序は制限せさるを可とす、又壁の頂上は稜角とせす圓き方逃走を防くに便なり、監房格子等の構造は外部を洞見し得るの裝置とする方可ならん、第二席に印南於菟吉氏は監房構造は空氣の流通光線の射入を充分にし空氣の容量を不足なからしむへしとて高木氏の說を賛し、在監人に對し絕對に緘默を强ゆるは身體の障害を來たす之か調和を謀るが爲め米國にては休役時間に書籍の音讀を許すことゝせり、と云ひ或國に於ける假出獄は日本の如くならす假出獄後業務を失ひたるときは再三監獄に歸り復監獄の業務を爲す恰も此場合に於ける監獄は免囚保護會社の如くにて毫も行刑的の檢束を加へす假出獄は典獄の監督に屬するものとせりと、第三席に河野純孝氏は監房の構造に就ては印南氏の說に賛し且つ緘默法は工場に於ては之を勵行するも監房に在る間は之を許すことゝしたし書籍の音讀の如きは最も妙なり曾て聞く前橋監獄にては低聲に談話するを許し、安濃津監獄にては教誨堂へ往還の途次及教誨堂に入りたる後も讀經の前までは談話を許したるものゝ如し談話は之を禁せんとして禁し得るものにあらす、禁制の間に之を犯すを以て其心的狀態を邪曲ならしむる嫌あり罪惡傳播の點に至つては同一なり、出獄者は調和せる家庭には還らしむへし不調和の家庭に還らしむるは罪惡に誘ふに異らす故に此等の者には保護事業の必要あり僞名者の中には差惡の餘り殊更に氏名を詐稱する者あり斯る者の本名を調査して原籍に歸らしむるは其鄕黨に齒せしむるを得さらしむに至らざるか寧ろ戶籍に瑕瑾を印せしめすして僞名のまゝ放免して精勵立身の餘地を存し置くを勝れりとせざるか僞名は必す精査して眞實を吐かしむべしと云ふは畢竟空論にして保護の精神に副はす若し是非之を摘發するを要すとせば裁判所に於て爲すべく監獄に於て之を發見せんとするは彼等の惡感を買ふの弊害あり一方には保護を精神とし一方に惡行爲を摘發すると云ふは矛盾の酷しきものと云はざるべからす、次に犯罪の責任は家庭にありと云ふも家庭に二三の兒童ありて其一人は生來變調の精神のものあり一人は極めて健全の者あるが如く必す

しも家庭の惡しきにあらざるものあり家庭の惡しきは下層社會のみならず上層社會にもこれあり家庭の惡しきは社會の惡しきなり故に家庭のみに責任ありと云はず社會に責任ありと云ふべしと二三の例を擧げて證明せり、第四席に永田直之亟氏は在監人に談話を許すことは絕對的反對なりと提唱して曰く、緘默法は明治二十一年九月と覺ゆ予の大阪堺支署長たりしとき之れを强行し始めたり其以前予は二年間同監獄に拘禁せられたることありて其拘禁中雜居房に在りて種々の談話を聞けり其談話たるや悉く惡事の手段なり方法なり談話の罪惡を傳播することの多きを覺りたる實驗あり而して再び入監したる者の動作は漸次に巧みなり此の實驗よりして之れを禁ぜんとして勵行せり、當時地方議會に於ては緘默は人情に悖るものなりとの理由を以て其解禁を請へり予の上官は之れを應諾するの答辯を與へたり予は之に從はざるべからざるも其弊害の夥しきを知るが故に依然緘默を强行せり其際より氏名を呼ばしめずして番號を呼ばしめ氏名に代ふることゝせり昔時其必要を感じ今尙其必要あるを信ずるものなり、第五席に小河滋次郎氏は神戸大阪德島京都金澤及名古屋等監獄巡閱に就き其詳細なる實見事實及意見を加へて講演せられたり之に先ち緘默に就て述ぶる所あり曰く、曩きに典獄會議の爲め上京したる專門家は東京其他附近の監獄を參觀したるに概して規律が弛懈せりとの聲高し、之れ或は囚人を扱ふ人にして懲治人を扱ひ又は被告人を扱ひ若くは男囚人を扱ふ人にして女囚人を扱ふときは勢ひ取扱は一方に偏することなきを期すること難し此等のこと原因となりて規律弛懈せりとの聲を聞くに至りたるにあらざるか或は有刀なる當局者が緘默の禁を解かんとの說あるが如き亦其一原因にあらざるか、緘默は困難なり困難なるが故に談話を許すべしと極論するあらば妄斷なりと謂はざるべからず緘默は雜居制に勵行すること困難なり故に分房制に若くはなしと雖も其制度の行はれざる過度時代に於ては成るべく勵行に近からしむべし、困難なりと雖も之れを勵行せんとすると放任するとは其結果に差異を來すを以てなりと緘默法は緩ふすべからずと述べ次に巡閱談に移れり其要旨を摘錄すれば、今回の巡閱方法は直接遇囚のことに意を注ぎ之に關係せる事務模樣を調査し主として情苦を聽けり戰後の作業の如き戰後の影響を受けず改良せられつゝあり出征者復歸後の狀態可良加之看守志願を爲す者も出征軍人に多く其採用結果良好なり、例年に比し病氣缺勤少く大阪に於てすら三人にて德島金澤には一人もなし、名古屋より富山へ三十人を汽車にて押送するに邂逅したるを以て其乘組める室に入り視たるに食事を終へたる後の竹皮を片付けず散亂せるまゝとせり規律の頭腦缺けたるにあらざるか囚人のみならず吏員に規律の觀念薄きものと認めざるを得ず又被押送者中胃癌を患ふる病者の呻吟せるあり病室に在つて服藥せしものなるに押送に際し藥石を與へざりしものなり病者を押送する既に不可なり然れども其病者は放免後高山に歸る者にて便宜を謀りたるものなれば其注意や屆きたり其注意屆けるに拘らず藥石を與へざりしを遺憾とす、醫務當局者の注意を要する所なり、又動もすれば同一構內に在る拘置監より囚人監に移す場合に於ても之に類したる事故あるを見ることあり、病症狀態に依れば拘置監の一部を囚人監とし拘禁するも可なり結核患者の食器も混同せるものあり食器のみならず被服器具等一見明瞭なる印象を付するを可とす、懲罰の種類は德島に於ては之を利用するも其他は減食罰に限るもの、如し之れ一は屛禁罰の如きは分房に拘禁するを以て同一性質のものと見解を誤りたるにあらざるか、監房の利用は金澤最も可なり普通病者と結核病者との隔離の如き注意周到なり、父母の喪に遭ふ者の三日の免役は苦痛なりとし就役を請ふ者あり現に勝所には情願を納る、曩頃僧職に在し者にして請ふて就役したるものあり本人の語る處にては親には別に其厄介とならず死するも悲しからずと言ふ、之れを追窮すればイヤ親のことを思へば悲みを催ふすと答へ腰脚なり斯る者には免役せざるを可とするか實際家の意見何如、棺前敎誨は普通の讀經の如く見做さるゝにあらざるか之に立會はしむるは血族姻族の關係ある者同鄕の者若しなくんば同一の工場監房の者或場合には看病人の一人として

接觸せしむるも可なり況んや棺前敎誨に於てをや又醫師の不親切、食量の不足を訴ふる者多し、疾病の狀態よろしからず、火車米は有害なりとは總ての醫師の一致せる意見なり名古屋は之を用ひす而して其狀態良好なり關西の監獄には之を用ゆ而して其狀態可ならす之れ火車米の有害なるを證するものか否か又同一食物なりと雖も調理宜きを得は營養の缺欠を補ふことを得んか此の點につき巢鴨監獄に於て苦心し結果稍可なり、情願簿の性質を誤解し身分帳に編綴せるもの若くは全く其設けなきあり之は必ず一の簿册とせざるべからず而して聽き了りたる後記入すべし事前に記入するは順ならず巡閲官に對する情若は別册とするか若くは一部門を設くるを宜しとす又巡閲官に對する情願は豫め申立てしむるも可なり、近來作業は進步し工錢は增加せり思ふに作業擔當看守の督勵及看守の撰擇宜きを得たるに依るべし其作業の技能ある人を撰擇するも亦一の注意なり之に就き注意を請はんとするは看守の考査表の特技の欄の記入は多くは擊劍柔術とか記入せるもの丶如し而して從來生業とせし或職業の技能あるも之を記入せさるもの丶如し前者は特技と云ふを得べきも寧ろ職務當然のことに屬す後者の如き技能あれば記入するを適當なりとす之れ或場合には其技能を作業の上に利用するの便宜あればなり云々

來會者

稲島礒太郎、渡邊才吉、酒井二郎、熊本慈觀、大槻三郎、高橋金四郎、田中正五郎、高田利八郎、野瀨吉貞、中野孝三郎、松井銕五郎、寺門郡次衛門、小林鎌三郎、松本岩次郎、小林長讃、尾澤鶴治、久能源之助、熊田延太、富田正、美濃部龍吉、内田謙、津村清隆、黑田源太郎、大西次夫、河野純孝、高島丁以、清水曇峯、竹内明、海沼博、佐竹大雄、肥後盛至、十河政之、中林禎次郎、三井弘次、高野正辰、石井勇三郎、多田正廣、柏木幸平、高階種次郎、野間口正義、府馬孝志、古澤政以、横山碩次郎、向島鐵之助、藤谷恒太郎、好地由太郎、藤居盧、高谷嘉太郎、鎌田眞平、園植一、津之地佐一郎、宮原定吉、上田孝作、武田慧宏、齊藤敬二、其田利作、香川又二郎、大場桂之助赤城一雄、住江敬義、瀧澤直次、近藤直定、沼波政憲、森口幸之助、安松虎雄、小林巖三郎、富崎錦次郎、柳井善行、山崎小五郎、逸見祐之助、佐野侚、原胤昭、兒島三郎、磯村政富、古野嵩央、高木光久、豐野胤珍、千頭正澄、石澤謙吾、佐藤省吾藤本勝太郎、石山憲重、渡部誠一郎、三那三眞眞亮、山田虎一郎、宮永實文、中谷一夫、齋藤康麿、今川頼一、原口淺太郎、勝又仁、大矢延助、佐藤進三郎、原善聽、中島勝三、引野辰司郎、牧島米三郎、印南於菟吉、土屋直文、大浦德次郎、吉野德一、西村駒治郎、山本千代楠、遠藤金美、近角常觀、永田直之亟、早崎春香、藤澤正啓、小河滋次郎

新刊書目

内閣統計局審査官兼[illegible]
[illegible]高野三郎著

理論 應用 **監獄統計**

紙數百八十四頁
實價金七十五錢
郵稅金六錢

今や戰後の經營として内外百般の事[illegible]大[illegible]の秋に際し[illegible]にして空理に馳せず公論に昭らさる好参考資料として[illegible]用せらるべきもの[illegible]ものなからん、而して本書は[illegible]監獄統計に就きて學理上より[illegible]したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の不[illegible]の如きは[illegible]解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず[illegible]に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖も[illegible]監獄統計の實務に敏捷なることを得べくして[illegible]監獄統計の實務に從事せらるゝ諸君は勿論統計の觀察を應用せんとせらるゝ[illegible]御申越あらんことを

東京市四谷區永住町二番地
監獄協會出版部

發行所　東京書院
（電話[illegible]町二十一番）

接闇せしむるも可なり況んや槍前敎誨に於てをや又醫師の不親切、食量の不足を訴ふる者多し、疾病の狀態よろしからず、火車米は有害なりとは總ての醫師の一致せる意見なり名古屋は之を用ひす而して其狀態良好なり關西の監獄には之を用ゆ而して其狀態可ならす之れ火車米の有害なるを證するものか否か又同一食物なりと雖も調理宜きを得は營養の缺欠を補ふことを得んか此の點につき巢鴨監獄に於て苦心し結果稍可なり、情願簿の性質を誤解し身分帳に編綴せるもの若くは全く其設けなきあり之は必ず一の簿冊とせざるべからず而して聽き了りたる後記入すべし事前に記入するは順ならず巡閲官に對する情苦は別冊とするか若くは一部門を設くるを宜しとす又巡閲官に對する情願は豫め申立てしむるも可なり、近來作業は進歩し工錢は增加せり思ふに作業擔當看守の督勵及看守の撰擇宜きを得たるに依るべし其作業の技能ある人を撰擇するも亦一の注意なり之に就き注意を請はんとするは看守の考查表の特技の欄の記入は多くは擊劍柔術とか記入せるもの丶如し而して從來生業とせし或職業の技能あるも之を記入せさるもの丶如し前者は特技と云ふを得べきも寧ろ職務當然のことに屬す後者の如き技能あれば記入するを適當なりとす之れ或場合には其技能を作業の上に利用するの便宜あればなり云々

來會者

稲島礎太郎、渡邊才吉、酒井二郎、熊本慈觀、大槻三郎、高橋金四郎、田中正五郎、高田利八郎、野瀨吉貞、中野孝三郎、松井銕五郎、寺門郡太衞門、小林鐵三郎、松本岩次郎、小林長造尾澤鶴治、久能源之助、熊田延太、富田正、美濃部龍吉、內田謙、津村清隆、黑田源太郎、大西次夫、河野純孝、高島了以、清水曇聲、竹內明、海沼博、佐竹大雄、肥後盛至、十河政之、中林禎次郎、三井弘次、高野正辰、石井勇三郎、多田正廣、柏木孝平、高階種次郎、野間口正義、府馬孝志、古澤政以、横山碩次郎、向島鐵之助、藤谷恒太郎、好地由太郎、藤原虛、高谷嘉太郎、鎌田眞平、國枝一、津之地佐一郎、宮原定吉、上田孝作、武田慧宏、齋藤敬二、其田利作、香川又二郎、大塚桂之助赤城一雄、佐江敬義、瀧澤留次、近藤直定、沼波政憲、森口幸之助、安松虎雄、小林谷三郎、富崎繁次郎、柳井善行、山崎小五郎、逸見祐之助、佐野侑、原胤昭、兒島三郎、磯村政富、古野蕃央、高木光久、讚野胤珍、千頭正澄、石澤謙吾、佐藤省吾藤本勝太郎、石山憲重、渡部誠一郎、三那三眞亮、山田虎一郎、宮永實文、中谷一夫、齋藤康麿、今川頼一、原口淺太郎、勝又仁、大矢延助、佐藤進三郎、原善聽、中島勝三、引野辰司郎、牧島米三郎、印南於菟吉、土屋直文、大浦德次郎、吉野德一、西村駒治郎、山本千代楠、遠藤金榮、近角常觀、永田直之丞、早崎春香、藤澤正啓、小河滋次郎

新刊書目

內閣統計局審査官吳文聰校閲
司法属高野三郎著

理論
應用
監獄統計

紙數百八十四頁
實價金七十五錢
郵稅金六錢

今や戰後の經營として內外百般の施設一大刷新の秋に膺り最着實穩健にして空理に馳せず空論に陷らさる好參考資料として需用せらる丶ものは統計觀察に如くものなからん、而して本書は專監獄統計に就きて學理上あり將た實際上より最も簡明適切に說明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小票式記入手續の如きは極めて丁寧懇切に是に解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばす實際上の取扱に關する質疑の應答等に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖一とたび本書を繙かば統計の學理に通曉し且又監獄統計の實務に敏活なることを得べくして一擧理論と應用と兩全たるを得べき良書なれば監獄統計の實務に從事せらる丶諸君は勿論統計の觀察を活用せんとせんとせらる丶には諸彥は陸續御申越あらんことを

東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會出版部

發行所　東京書院
（電話長番町二十一番）

千輪性海君著

世渡の礎

菊判美本三百六十頁
實價金五十錢
郵稅金十錢

目次

緒論▲家庭○善惡の標準○人の性○遺傳○習慣○家庭の模範○家庭の性質○金の取扱ひ○家庭の仕方○陽立ち○駒の位方▲家庭と學校○教育○子弟○教育する目的○學問は志を遂ぐる手段○實識と道徳○科學を修むる心得○修身書○宗教○宗教の定義○各宗教に通じたる教の綱領○宗教の利益○迷信の害▲精神修養○自覺は修養の標○自覺は智識の階梯○生活○狂人○自覺なく因人に從ふ○自覺は自覺なき人○自覺は自覺なき人○自覺は自覺なき人

謹告

小藤少佐遺族外二名ニ寄贈セラレタル金額（續）

金三十錢ヅヽ

清水惠眼　余語勝忠　中村節　日高新　齋藤實篤　上野山熊四郎
田中登一　山岸治雄　竹內英夫　尾木安太郎　米山信次郎　山口知信
水村房吉　上田子之吉　田中武一　友田仙九郎　森永義郎　江上秀吉
今川廣吉　阿武三笠　藤永助作　上山爲一　佐野鐵彌　福泉順一
池田末吉　甲斐文彦　足立豐　濱九三　伊藤俊光　松木庄右衞門
青木政生　十河政之　藺牟田彦次郎　柏木幸平　松本喜十郎　小澤千代藏
向島鐵之助　伊東恩恭　武田和忠太　鈴木利吉　乗田和彦　菅喜一郎
加藤勝次郎　芋川正義　酒井順長　須賀井謙吉　湯澤末吉　伊東政房
飯島藤作　金子利義　横田長右衞門　大野四郎五郎　氏家孝太郎　關場源治
坂本衍吉　玉川吉太郎　秋元源次郎　大木一郎　福島幸太郎　齊藤得兵衞
粟屋稔　藤田久　布村茂隆　岡部安憲　松淵留吉　渡邊房吉
妹尾準三　福崎正治　指宿圭介　久保直一　坂元一郎　上野傳
鎌田政邦　教山祐響　有村國貢　桐原勇吉　中島新吉　牛島德三郎
河原正喜　金田忠保　永吉鹿太郎　川口新太郎　藤田三郎　山田虎一郎
津之地佐一郎　奥井太郎　宮原定吉　飯淵彝三郎　酒井冽　武田慧宏
佐瀨庄三郎　大塚安太郎

（未完）

發起人

明治三十九年七月二十日

發行所　東京市麴町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會
印刷所　東京市京橋區本湊町十三番地　三原松印刷所
發行ノ兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞

千輪性海君著

世渡のしるべ　完

特判美本三百六十頁
定價金五十錢
郵稅金十錢

目次

[illegible]

[illegible]

東京市四谷區[illegible]
電話番町[illegible]

發行所　東京書院

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十九卷第七號）（明治三十九年七月二十日發行每月一回二十日發行）

會費送付方	
肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込 局名	神田一ッ橋通郵便局